

＜東京都男女平等参画推進総合計画の改定に当たっての基本的考え方について＞
「中間のまとめ」に対する都民意見募集結果(案)
(東京都配偶者暴力対策基本計画関係)

第六期東京都男女平等参画審議会は、令和3年10月18日に「東京都男女平等参画推進総合計画の改定に当たっての基本的考え方について（中間のまとめ）」を発表し、広く都民の皆様から御意見を募集いたしました。

本審議会では、お寄せいただきました多くの御意見を参考に、更に検討を重ね、答申をまとめました。審議会から提示する本答申は「東京都男女平等参画推進総合計画の改定に当たっての基本的考え方」を示したものです。個別施策に関する御提案や御意見につきましては、都において、計画を改定する際や施策を進める際の参考にされることを期待しています。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する審議会の考え方は次のとおりです。

なお、御意見に関しては、記載に当たり、趣旨を尊重しながら要約させていただき、また、趣旨が同じ御意見は複数の御意見をまとめるなどさせていただいております。

意見募集期間 令和3年10月18日（月）から11月16日（火）まで

受付方法 Eメール、郵送

提出件数（項目別） 1,769件

※ 項目は本答申の内容に対応しています。

「中間のまとめ」に対する都民意見募集結果(総括表)
(東京都配偶者暴力対策基本計画関係)

項目別の件数

項 目	件数
第1部 基本的考え方	130
第2部 基本計画に盛り込むべき事項	1,620
I 配偶者暴力対策(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3にいう都道府県計画)	36
1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見	7
(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進	7
(2) 早期発見体制の充実	0
2 多様な相談体制の整備	7
(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実	3
(2) 身近な地域での相談窓口の充実	0
(3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実	4
3 安全な保護のための体制の整備	11
(1) 保護体制の整備	0
(2) 安全の確保と加害者対応	11
4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備	4
(1) 総合的な自立支援の展開	0
(2) 安全で安心できる生活支援	0
(3) 就労支援の充実	0
(4) 住宅確保のための支援の充実	1
(5) 子供のケア体制の充実	3
5 関係機関・団体等の連携の推進	6
(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化	1
(2) 民間団体との連携・協力の促進	5
6 人材育成の推進	1
7 適切な苦情対応	0
8 調査研究の推進	0
II 性暴力被害者に対する支援	25
III ストーカー被害者に対する支援	10
IV セクシュアル・ハラスメントの防止	8
V 性・暴力表現等への対応	1,541
「中間のまとめ」全般・その他	19
計	1,769

第1部 基本的考え方

御意見
<p>次の【】内を補足してください。 「○ 一方、男女間の暴力【や、性暴力・性犯罪】の防止に向け、配偶者暴力対策以外の取組も進んできています。」 (理由・説明) 男女間に限らない、性暴力・性犯罪への対策についても言及されているので、それを踏まえて一貫するように補足すべきです。</p>
<p>「一方、男女間の暴力の防止に向け、配偶者暴力対策以外の取組も進んできています。」と書かれていて、実際に同文書内でストーカーやセクハラ、そして性・暴力表現と言った配偶者暴力以外の点についても述べられていますが、「東京都配偶者暴力対策基本計画関係」の文書に配偶者暴力以外の内容を盛り込むのはおかしくないでしょうか？ この文書ではタイトル通り配偶者暴力対策に特化させて、それ以外の観点の記述は削除するべきではないでしょうか。</p>
<p>ストーカー行為規制法に関しては、SNSやブログでの嫌がらせ、GPSの悪用についても対象に含めるようにしたものは現状の時代に追いつく前進であると評価する。実際に起きている侵害行為に対しての対策の整備は必要である。</p>
<p>ストーカー規制に関しまして、現状で個人での活動、いわゆるネットで「歌手」「Youtuber」「Vtuber」と呼ばれる活動をしている人が、実情としては警察や弁護士に相談したとしても「芸能関係者なんでしょ？その程度我慢しろ。」と蔑ろにされている実情があります。一部は事務所等に所属し、従来の芸能関係者のように専属の対処スタッフによってことなきを得ている人たちもいますが、個人での活動者にとっては現状はとてどもストーカー対策が機能していない状態に思われます。 前回の法改正から6年以上経過し、現状の法では個人ではない複数の人間による分散しての書き込み等、組織的な犯行といった抜け道を利用してストーカー行為の中心人間が処罰されない例もあるので、もう少し厳密な規制強化を盛り込んだ方がいいのではないのでしょうか？</p>
<p>配偶者と挙げられるほど多数を占めている現状からその配偶者との出会いの経緯、配偶者選びについて調査し、交際するにあたって、どのような人物に注意するべきかの広報と教育を行う</p>
<p>「男女間のあらゆる暴力の根絶」という表現について。 →「あらゆる」という表現を「理不尽な」「行き過ぎた」等の表現に修正 「暴力の根絶」そのものを理想論として語るのには良いと思うが、「あらゆる」とするとあまりに適用範囲が広く現実的なものではない。「物理的」「精神的」のみならず、個々人によって何を暴力と定義づけるかによって、いくらでも恣意的にゆがめた運用の根拠となる可能性の方が圧倒的に高い。 人が生きてゆく中では、男女間に限らず何らかのいさかい・対立は発生するものである。それらがまったくない状態というのは、現在「実際にはありえない」としてほぼ否定されている「リスクゼロ思考」という古い思考にもつながる。これは、本議題そのものが、立案者自身が根底から「古い考え方に沿ったまま」であり最新の状況にアップデートされていないのではないか、という強い疑問を生じさせる。</p>
<p>「配偶者等暴力対策の実施に当たっては、性暴力やストーカー行為の防止、性・暴力表現への対応など、近接する課題にも視野を広げ、合わせて取り組むことで、配偶者等暴力対策の実効性をより高めることが期待できます。」についても、「性・暴力表現」と「配偶者等暴力」の因果関係が認められるという話は聞いたことがありません。表現の自由について、何らかの制約を加えるのであれば、相応の根拠を示すべきです。</p>
<p>性・暴力表現への対応など、近接する課題(略)暴力対策の実効性をより高め、有害とされる表現物を排除しても、正しい人間は生えてきません。</p>
<p>「配偶者等暴力対策の実施に当たっては、性暴力やストーカー行為の防止、性・暴力表現への対応など、近接する課題にも視野を広げ、合わせて取り組むことで、配偶者等暴力対策の実効性をより高めることが期待できます。」について ストーカ行為等の防止や現実に被害にあつての方への性、暴力表現の対応によって対策への実効性をより強いものにするに期待されているのですが、上記文言では範囲が広がってしまい課題が隣接すると捉えられて関係のない表現物(実在の人物を描いてない著作物)等も規制されかねない。</p>
<p>性暴力に関しては、その抑止力として、公教育での性教育を求めます。具体的には、プライベートゾーン、確認と同意の仕方、予期せぬ妊娠について、育てられないと思ったときの社会的養護の仕組み、中絶の後遺症、対等な関係性とは何かといったことです。</p>

「2 暴力をめぐる現状認識」

次の【】内を補足してください。

「○ 配偶者暴力をはじめとする男女間の暴力【や、性暴力・ストーカー行為】は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

(理由・説明)

同性間の性暴力等も重大な人権侵害であり、「男女間の暴力」とだけ言及すると、同性間の暴力等の被害者が支援から排除されたり、タイムリーに適切な対応・支援がなされないことにもなりかねません。

2 暴力をめぐる現状認識

もちろん暴力は犯罪であり人権侵害でありますので、それに対して把握や対策・保護や支援を行っていくことに異論はありません。しかし、内閣府の調査が男女間における暴力に関する調査においても身体的暴行だけでなく心理的攻撃・経済的圧迫・性的強要がその対象に含まれているように、これらもまた重大な人権侵害であることは間違いありません。

そして、これらの“暴力”については女性だけでなく男性の被害者も多くいることはこれまでの調査でも明らかであり、女性の被害だけを強調した表現が散見される本資料の表現には大変疑問を感じる。また、対策や支援の段階においても男性被害者向けの窓口が少ないなどの問題を指摘する声もあり、男女関係なく被害者をしっかり保護・支援して欲しい。

「暴力をめぐる現状認識」の中に、「配偶者暴力の被害者は、多くの場合女性であり」とありますが、確かに肉体的暴力の被害者には女性が多いようですが、暴言などのいわゆる精神的な暴力の被害者は男性にも多く、女性だけが被害を受けているかのような現状認識は誤りかつ危険ではないかと思われまます。一応、アリバイ的に「都のこれまでの主な取組」の中に「男性加害者からの相談を受けてきました」とはありますが、現状認識に(男女問題においては女性が被害者である)というバイアスががかかっている印象が否めませんでした。

「交際相手と同居した経験がある人では、女性の 39.2%、男性の 36.7%が被害を受けて」おり、男女共同参画局の男女間における暴力に関する調査によると、「配偶者からの暴力経験」の約40%が男性と読み取れる(男性の 18.4%、女性の25.9%が被害)にも関わらず、「女性に4人に1人が被害に遭っている」とだけ先に記載しているのでしょうか。「男性の約5人に1人が配偶者から被害を受けた」事があるのであれば男女共に人数比の差は大きくはないはずなのですがわざわざ「女性と比較すると数は少ない」などと記載するのはなぜでしょうか。

特に上記調査では「女性は～」とばかり書いてありますが、「配偶者からの被害経験の有無」においては20～29の男性は男女年代別全体で最も高い「複数回における被害」が見受けられるのですが、若年層の配偶者暴力において圧倒的に女性から男性への複数回の暴力が多いことは問題ではないのでしょうか。高年齢層の暴力よりも長続きする可能性も期間も長いことから、この点に触れずに「女性は～」にしているのは問題だと思います。

「2 暴力をめぐる現状認識」において、女性が被害者となるケースを重視しすぎではないか。その後の支援に関する記述についても、女性が被害者となることが暗黙の前提として設定されている様に読める。男性が被害者となるケースについてはこれまでクローズアップされてはこなかったが、いわゆる「暗数」の把握と本格的な対策が必要なのは。

東京都配偶者暴力対策基本計画関係の『1 配偶者暴力対策』について、まずは前提としている『2 暴力をめぐる現状認識』における問題点を指摘する。本まとめでは「配偶者暴力の被害者は、多くの場合女性」だとして、その根拠として『令和2年度の内閣府「男女間における暴力に関する調査」』(以下「内閣府調査」という。)の内容を挙げ、女性の約4人に1人が身体的・心理的などの何らかの配偶者暴力を受けたとしている。しかし中間のまとめでの、女性は配偶者から高確率で暴力を受けている(加害者は男性と捉えられる)ことを強調した表現の方法は男性嫌悪に満ちたものであり、前項の起業者支援に関する部分と同様に男女平等の精神に欠け、卑しくも『男女平等』を冠する計画について検討する審議会の表現として著しく不適切である。

前述の内閣府調査の結果によると、調査対象の女性1400人の内、363人が、調査対象の男性1191人の内、219人が、配偶者からの被害経験が『1、2度あった』又は『何度もあった』と回答している。よって被害経験が『あった』は女性が 25.9%、男性が 18.4%となっており、中間のまとめ記載の『女性の約4人に1人がこれまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかを受けています。』という表現そのものに錯誤や誇張は無い。しかし内閣府調査の結果から分かるように男性も約5人に1人が配偶者暴力の被害を受けているにも関わらず(『2 暴力をめぐる現状認識』においては)それを記載しておらず、その上での中間のまとめにおける「配偶者暴力の被害者は、多くの場合女性であり」という表現は誇張表現であり男性の暴力被害を過小評価しているとしか感ぜられない。またその直後に「経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、男女平等参画社会の実現を妨げるものです。」としているが、男性に対して配偶者が暴力を加えることも個人の尊厳を傷つけるし、上記のように女性の被害のみを殊更に強調することこそ「男女平等参画社会の実現を妨げる」と思う。

よって前述の『2 暴力をめぐる現状認識』の三項目の「配偶者暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して」の部分の全てを削除し、次ぐ四項目の「令和2年度の内閣府「男女間における暴力に関する調査」(以下「内閣府調査」という。))によると、女性の約4人に1人が」とについては、その直後に「男性の約5人に1人が」と男性についても配偶者暴力を受けたことがある人の割合を記載すべきである。

「3 暴力のない社会の実現に向けて」

下記について、《男女間の》を削除し、【このような】に置き換えてください。

「○ 都は、こうした考え方にに基づき、《男女間の》【このような】あらゆる暴力の根絶に向け、これまでの施策を引き続き着実に推進するとともに、今後求められる施策を積極的に推進していかねばなりません。」

(理由・説明)

1) 同性間の性暴力等も重大な人権侵害であり、「男女間の暴力」とだけ言及すると、同性間の性暴力等への施策が欠落しかねません。

2) 冒頭および末尾では男女間に限定せずに総合的に施策を進める旨示されており、一貫した説明が望めます。

冒頭:「○ 配偶者等暴力、性暴力、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等は、その形態の如何を問わず男女平等参画社会の実現を阻害する要因となります。」

末尾:「○ 配偶者等暴力対策の実施に当たっては、性暴力やストーカー行為の防止、性・暴力表現への対応など、近接する課題にも視野を広げ、合わせて取り組むことで、配偶者等暴力対策の実効性をより高めることが期待できます。」

・痴漢の撲滅について(男女間の暴力根絶に関連)

通勤通学客の多い都内の鉄道・バス等において、痴漢事件は毎日発生しています。狙われるのは未成年者であることも多く、我が国の多くの女性にトラウマが植えられ続けています。痴漢事件は性暴力であることをきちんと理解し、他の犯罪と同様に痴漢加害者を検挙する一層の努力を求めます。

また、残念ながら痴漢被害に遭われた方の中には、警察の取り調べにおいて二次被害を受けたという方も度々いらっしゃいます(「そんな格好をしているから狙われた」などと言われたり、軽率に被害届の取り下げや示談を勧められるなど)。路上強盗に遭ったという被害者であれば絶対に言われたいようなことが、なぜか痴漢被害者には言われるという理不尽な事態が起きています。

こうした二次被害を防止し、性暴力を絶対に許さないという社会づくりが必要です。

また、痴漢事案についても他の性犯罪被害についても、被害者の負担が少なく済むよう、ワンストップの支援の仕組みを策定いただきたいと思います。

男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、これまでの施策を引き続き着実に推進するとともに、今後求められる施策を積極的に推進していく必要があります。配偶者間の暴力と比較し、痴漢や盗撮など、比較的”軽微”な性暴力に関する記述が抜け落ちていることは、大きな問題と考えます。

「青少年の性行動全国調査」(日本性教育協会)によれば大学生女子の痴漢被害率は2017年調査で24.0%となっており、5人に1人以上に被害経験があることとなります。

また、盗撮についても簡単に安価に手に入るツールによって被害が広がっていると認識しています。現状はいずれの場合も、駅などで「被害者側」に注意喚起を行うポスターが貼ってあるのみで、加害者側は実質野放し、被害に遭ったら「被害者の」注意が足りなかった、という風潮があるのではと危惧しています。痴漢や盗撮は、加害側の意識と被害者が受ける影響があまりにもバランスが取れていない、といった特徴があると考えます。このような特徴を踏まえ、東京都男女平等参画審議会がしっかりと明文化して問題提起していくことは、とても意味があることと考えています。

一生かかっても回復できない傷

これは被害者の自己回復力を削ぐ言葉です。回復の成否を他人に判断される謂れはありません。自分が傷ついた時に「その傷は一生癒えない」と言われたいのですか？

3 暴力のない社会の実現にむけて

表現として、被害を受けた(女性が)悪いのではないという発信を入れてほしい。

(1) 暴力の背景の正しい認識と暴力を許さない社会の形成に向けた啓発

「暴力を伴わない人間関係を構築する観点からの教育・啓発を行っていく」のであれば、抑圧的な校則は全部禁止する位の事をやって下さい。例えば髪髪規制。特に黒くない地毛は黒く染めなくてはならないとする校則は『生まれつきの身体特徴で他人を排除していいんだ』という意識の醸成してしまいます。それと同時に私服に対する規制も無くすべきです。これがあるせいで『皆と同じ格好・身体でないダメなんだ』という意識が醸成されてしまってるんです。実際、女性の権利の為に活動している女性が胸の大きな女性に対し『ふしだらだ』とか『胸を小さくする手術を受けたら?』と言った事件が発生しています。このような事を無くす為にもどうか一つご検討下さい。

<3暴力のない社会の実現に向けて>の「また、暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐなど、メディア等における人権の尊重を確保するとともに、スマートフォンの普及に伴う、SNS等の利用によるトラブルや被害に対する対策に取り組むことも重要です。」についての主な意見(総意見数:108件、全て修正又は削除を求める意見)

リベンジポルノを始めとした実在する人物への明らかな人権侵害表現については厳正に対処する必要がある。しかし、「暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐ」という文言では、非実在少年も含む通常の創作活動に対する萎縮を招く恐れがあるため、「”違法な”暴力表現や性表現を防ぐ」といった文言への差し替えを強く要望する。

配偶者間の暴力の話と「表現」の話とネットリテラシーやリベンジポルノの話の因果関係が分からないので、削除した方がいいのではないのでしょうか。

この文章の削除ないし適切な改訂を求めます。

単純に「表現」という言葉が使われると、そこには「漫画・アニメ・ビデオゲーム・イラスト・小説等の架空の人物を描写した創作物」及び「映画・テレビドラマ・アダルトビデオ等の制作者間で合意が取れている実在の人物を用いた創作物」までもが対象に含まれているように解釈出来ます。

もしこれらの創作物までも規制対象に含めるとすれば、そのことが「メディア等における人権の尊重を確保する」ことには繋がらない、無意味な規制であると私は感じております。そればかりかそのような規制は、上述の実在する被害者の存在しない創作物を表現したい人と楽しみたい人の、日本国憲法第21条規定の「表現の自由」と第13条規定の「幸福追求権」をそれぞれ侵害するものと考えられます。

それらの権利は日本国憲法第13条規定の「公共の福祉」の概念により制限されるものですが、「メディア等における人権の尊重を確保する」の文言は暴力表現や配慮を欠いた性表現がメディア上に存在することにより誰のどのような人権が侵害されるのかが全く分かりません。むしろ不明であるが故に内容を恣意的に定義出来てしまいます。このような目的が上述の実在する被害者の存在しない創作物を表現したい人と楽しみたい人の、「表現の自由」と「幸福追求権」を制限する妥当な「公共の福祉」であると私は考えることが出来ません。「暴力のない社会」は「暴力を表現した創作物のない社会」を意味するものではありません。

いわゆる児童ポルノ記録物やリベンジポルノ記録物にあたるものを防ぐ、ということは人権を守るため非常に重要である。

一方、上記の書きぶりだと、たとえば被害者のいない、いわゆる”非実在”のキャラクターなどをマンガ等として描写された創作物も含むのでは、と懸念されかねない。ここは、都の配偶者暴力対策の取り組み、女性等の人権を守るということを強調していただきたく、例えばメディア等におけるリベンジポルノや児童被害記録物等を防ぎ、人権の尊重を確保するとともに・・・等、直接に人権を守るという書きぶりに変更可能であるかご検討願いたい。

リベンジポルノなど直接的な被害者が存在するものに関してはトラブル対策・被害対策に取り組むことが重要であることに同意するが、この「暴力表現や配慮を欠いた性表現」という文面では適用できる範囲が広すぎる。たとえ書いた側が「表現規制の意図で書いたものではない」と言ったとしても、あらゆる表現物に難癖をつけるのに使ってしまう以上、意図があるとみなされても仕方がない。ここでの表現は、国の第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）に則り、「違法な性・暴力表現の流通等を防止する」とすべきである。もちろん、ただ違法行為が描写されている表現という意味ではなく、（前述のリベンジポルノ等）その性・暴力表現を流通させること自体が違法行為となるものに限る。

「暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐ」では、特定の意見や感じ方に基づいて際限なく表現を抑止できてしまうため、国の第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）に則り、「違法な性・暴力表現の流通等を防止する」とすべきである。（補足：第5次男女共同参画基本計画案では「不適切な性・暴力表現」とあったがパブコメなどでの指摘を受け「違法な性・暴力表現」と変更になった経緯がある。）

今回の東京都配偶者暴力対策基本計画関係は、大枠についてはよくできている部分もあるが、曖昧な文言や表記として表現の自由への配慮が圧倒的に不足している物も多いため検閲や表現の萎縮につながりかねない。修正を強く要望します。

実在の人物に対してのリベンジポルノ等の厳正に対処するべきだと思いますが、文中の”暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐ”では、特定の意見や感じ方によって際限なく表現を抑止してしまう危険性があります。ですのでこちらの文言は”違法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律、わいせつ物頒布等の罪違反等）な性や暴力表現の流通などを防止する”等あくまで違法なものに限定する文言に改められることを要望します。

そもそもメディア等での暴力表現・性表現が無くなれば配偶者暴力がなくなるというエビデンスはあるのか？ 明確なエビデンスの無い政策を計画に盛り込むべきでない。『暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐなど、メディア等における人権の尊重を確保するとともに、』という文言は削除すべきである。

リベンジポルノなど実在の人物が被写体となり且つ権利を侵害されているような表現物と、実在の人物の権利が侵害されていない表現物をまとめて問題視し、違法でない表現物についても自主規制を求めています。自治体として民間の表現を委縮させるような取組はするべきではないと思います。

東京都男女平等参画推進総合計画の改定に当たっての基本的考え方について中間のまとめを読んで女性の視点から表現規制が織り込まれていたのでも反対したいです。

また性表現規制においては不明瞭な点や拡大解釈が多いため、企業や個人に対する圧力になりかねません。また、クリエイターには女性が多いのにもかかわらず、この計画が性表現や暴力表現扱ったクリエイターの作品を企業が取り扱わなくなったり、表現の萎縮を招きかねないと思います。それによって女性の雇用が女性保護を名目に失う可能性があります。本当に女性のためになるのでしょうか？

暴力表現や性表現を防ぐことが何故メディア等における人権の尊重につながるのかが不明瞭です。「配慮を欠いた」は、誰に対する配慮なのでしょう。そもそもこの箇所は、どのような事態を想定して書かれたのでしょうか。一般の作品がメディアによって流通される以上、その表現を防ぐ、即ち制約することはむしろ作品の表現の自由という人権を奪うことなので、この文言は削除するべきだと感じました。

「暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐ」ことが、人権尊重の確保となり暴力のない社会の実現に必要であるといった記載であると思われます。暴力表現・性表現によって性犯罪・傷害事件が増えたという科学的根拠のある信頼性の高い政府公式見解における統計データはありません。そのため、暴力表現や性表現の規制が暴力のない社会の実現に有効性があるという判断はできません。又、フィクションにおける架空のキャラクターは現実の女性・男性ではないため、その表現は人権侵害には該当しません。日本国憲法においてもフィクション・映画・舞台・アニメにおける架空のキャラクターには人権があるという規定はありません。よって、この文章は、日本国憲法第二十一条に違反する内容と思われ、不適切と考えます。

表現の問題と、SNSの問題をイコールで結ぶのはどう考えても論理的ではありません。

「表現の自由」は憲法にも明記され保障されています。たとえば、表現には表現者のセクシャルオリエンテーションに基づいたものが見られます。そして、それに不快を表明することもまた、表現の自由です。しかしながら、その主観的な価値判断を根拠に、そうした表現を無くそうとすることは、人権侵害に当たると考えます。表現者に不快を示すマイノリティーの声を拾って、表現者の表現を弾圧することは、弾圧された表現者という新たなマイノリティーを生み、同じ構造を再生産するだけになってしまうということを念頭に置くべきだと考えます。SDGsにおける「誰一人取り残さない」というテーマの通り、多様性の観点から誰もが表現行為を自由に行うことができる社会を目指すことが重要かつ国際的な視点ではないでしょうか。また、「男女平等参画社会の実現を阻害する要因」として暴力的な行為を問題視していることは評価できますが、表現を規制することが、表現者の社会参画を阻む暴力的行為であることを問題にしていないことに計画の欠陥、矛盾を感じます。このような観点を踏まえた多様性に基づく計画への修正を求めます。

御意見を踏まえた中間のまとめから修正を行った箇所(ページは答申案のもの)

御意見を踏まえ、P3「2 暴力をめぐる現状認識」1つ目の○を以下のとおり修正します。
○ 配偶者暴力をはじめとする男女間の暴力や性暴力、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

御意見を踏まえ、P5「3 暴力のない社会の実現に向けて」1つ目の○を以下のとおり修正します。
○ 配偶者等暴力、性暴力、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等は、その形態の如何を問わず男女平等参画社会の実現を阻害する要因となります。これら加害行為は、極めて自己中心的な目的で行われることが少なくありません。一方、被害に遭った者は、恐怖や不安を与えられるばかりか、その身体や心の回復に長い時間がかかるに一生かかっても回復できない傷を受ける場合も多く見られます。深刻な人権侵害であるこれらの加害行為を防止し、人権を守るためには、都は、区市町村、民間団体、警察など関係機関と力を合わせて取り組まなければなりません。

御意見を踏まえ、P5「3 暴力のない社会の実現に向けて」2つ目の○を以下のとおり修正します。
○ また、違法な性・暴力表現への対策、スマートフォンの普及に伴うSNS等の利用によるトラブルや被害に対する対策に取り組むとともに、メディア等において人権の尊重を確保する暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐなど、メディア等における人権の尊重を確保するとともに、スマートフォンの普及に伴う、SNS等の利用によるトラブルや被害に対する対策に取り組むことも重要です。

御意見を踏まえ、P5「3 暴力のない社会の実現に向けて」5つ目の○を以下のとおり修正します。
○ 都は、こうした考え方にに基づき、このような男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、これまでの施策を引き続き着実に推進するとともに、今後求められる施策を積極的に推進していかなければなりません。

考え方

性暴力やストーカー被害者への支援、性・暴力表現への対応など、配偶者暴力と近接する課題に合わせて取り組むことで、実効性をより高めることが期待できることから、配偶者暴力対策基本計画にこれらの項目を含んでいます。

男性被害者については、被害者の状況に応じて適切な対応ができるよう、男性被害者に関する現状・課題や男性相談の実施状況の分析、実態把握の必要性を盛り込んでいます。

痴漢については、痴漢に関する現状や二次被害防止に向けて適切な対応を行う必要性、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業について関係機関の連携強化の必要性を盛り込んでいます。

個別施策に関するご意見や具体的な提案等につきましては、貴重なご提言と捉え都の施策を進める際の参考にされることを期待し、掲載させていただきます。

第2部 基本計画に盛り込むべき事項

I 配偶者暴力対策

1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見

(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進

御意見
<p>・配偶者暴力防止法について、さらなる広報活動を強めていただきたいと思います。</p> <p>・予算や人員に限られる中とは存じますが、知人がこの状況下において、取り返しのつかない被害を追ってしまいました。加害者、被害者に対して、社会の監視の目があることを意識させることは大きな抑止救済効果になると考えています。</p> <p>・公共交通機関の協力を得るなどして、よりひろく周知していただけることを願います</p>
<p>「女性の約4人に1人、男性の約5人に1人が配偶者から被害を受けたことがあります。女性ではその約40%、男性ではその約60%がどこにも相談をしていません。」とあることから、男性も相当数配偶者から暴力被害を受け、さらにその大部分が相談されないという暗数化しているにも関わらず、これに対する対応策、すなわち男性が相談しにくい環境の改善については一切言及がありません。一例を挙げれば、東京都配偶者暴力相談支援センター（東京ウィメンズプラザ）においては、女性向け相談窓口は、毎日朝から夜まで開かれているものの、男性向けの相談窓口は、特定曜日の午後又は夕方以降に限定され、面接相談に至っては週1回、夜の1時間のみという甚だ残念な状況であり、このような状況を放置して男性被害者からの相談が半数を超えている状況を放置するのが、はたしてあらゆる人が暴力から解放されるべきという人権擁護の観点からふさわしいのでしょうか。</p> <p>当然ながらこの点を課題として認識しておられるようですので、男性向け相談受付時間の拡大及びその周知について、「取組の方向性」に明記するよう求めます。</p>
<p>「内閣府調査によれば、暴力の被害により、命の危険を感じたことのある女性の割合は、配偶者暴力で18.2%、交際相手からの暴力で23.7%、ストーカー行為で25.4%となっております」とありますが、男性側の割合を出して比較されないのはなぜでしょうか。</p> <p>「命の危険」に関しては被害を受けた人数約76人中約66人が女性で約10人が男性である、というように記載した方が女性の方が被害が大きい事を数的に示せると思いますが、「女性の～」を繰り返して男性の割合を示さないのも偏向性を強く感じます。男性側の数字を出すことに何か不利益でもあるのでしょうか。</p>
<p>○内閣府調査によれば、暴力の被害により、命の危険を感じたことのある女性の割合は、配偶者暴力で18.2%、交際相手からの暴力で23.7%、ストーカー行為で25.4%となっています。</p> <p>○一方、被害を受けて相談しなかった理由として、配偶者暴力について「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」と答えた女性の割合が13.2%に対し、交際相手からの暴力について同様に回答した女性の割合が24.2%に上るなど、交際相手からの暴力については、羞恥心から相談をためらう傾向にあります。</p> <p>男女平等の観点から、男性の割合も明記してください。女性が多いのか少ないのかさえわかりません。</p>
<p>性犯罪の防止/取り締まり</p> <p>(1) 人権教育の推進</p> <p>ある書籍では、強姦と強制わいせつ事件の犯人が「挑発的な服装をしているから」という理由でターゲットを定めることは、全体のわずか5%であることなどが示されています。性被害を無くすために女性は肌の露出を控えろと指導されることがありますが、そのような性暴力の原因を被害者に帰する対策では解決にはなりません。啓蒙活動は非常に重要ですが、上記のような論点のずれた活動は不毛です。問題は、被害者ではなく加害者にあります。学校教育においては、学習指導要領等に基づき、人権教育を引き続き推進していく必要があります。幼稚園、小学校、中学校、高校等において、自分の大切さと共に他の人の大切さを認め男女が互いの人格を尊重し、望ましい人間関係を築くことができるような教育を発達段階に応じて推進することが必要です。上記点をぜひ重視して進めていただきたく存じます。女性専用車がなくても安心できる社会がくることを祈っています。</p> <p>(2) 警察官への啓蒙/女性警察官の積極的登用</p> <p>被害者が通報をしたとしても、多く場合、対応するのは男性警察官です。以前、痴漢にあい、男性警察官に対応をもらった友人は、「申し訳ないんだけどこの辺は変態が多いからね」と言われたそうです。痴漢は犯罪です。「変態」ではなく「犯人」という呼び方を徹底してください。また、被害者の多くは女性であり、加害者の多くが男性です。男性加害者について通報した女性被害者は、被害直後に男性に不信感を抱くのは避けられないのでしょうか。警察関係者に男性が圧倒的多数を占めていることは、被害者対応にも影響してくると思います。ぜひ、女性警察官の積極的登用を盛り込んでください。</p> <p>(3) 男女のステレオタイプの是正</p> <p>男性が「男らしさ」に囚われるあまり、性犯罪をはじめとした犯罪行為に及ぶことは、多くの専門書や書籍で指摘されています。代表的な男らしさ「強い」「泣かない」の社会的な無意識の強要が男性を犯罪へと導いてしまっています。「優しさ」「弱さの共有」など、女らしさと結びつけられがちなこれらの特性は、男らしさと同様どちらにも本来は人それぞれ多様性があり、少しずつ違うグラデーションの中で持っているものです。しかし、男性は特に「優しさ」「弱さの共有」が「男らしさ」と対局にあることから押しさえ込む(ませられている)傾向があります。感染症が流行する前は男性の自殺者が多かったことが裏付けていると考えます。これは心身の健康に関わる問題ではないでしょうか。性犯罪を起こさせないために、まずは男女ステレオタイプを是正すべきです。(1) 人権教育の推進と共に、多様性を享受する教育を推進してください。</p>

性暴力やセクシャルハラスメントを無くすためには、根本的な人権意識の育成が最も大切だと考えます。そのために、「学校教育においては、学習指導要領等に基づき、人権教育を引き続き推進していく必要があります。幼稚園、小学校、中学校、高校等において、自分の大切さと共に他の人の大切さを認め男女が互いの人格を尊重し、望ましい人間関係を築くことができるような教育を発達段階に応じて推進することが必要です。」

この部分について、「正しい性教育を、男女双方に行うことが必要」と加筆することはできないでしょうか。性教育とは、自他の身体を大切に扱うことが根本にあると考えます。その点を重視した教育の拡充を求めたいです。

これまでの具体的な取り組みとして「相談先周知カード(PRカード)を都内大学や高等学校等の学生に配布するなどの取組を行ってきました」などとしているが、これらについて昨年まで高等学校に通学していた身として、否定ではなく提案として意見する。

周知カードにより現在加害行為を受けている人が救済されることがあると推察されるのでカード配布事業そのものを否定するつもりは無いが、自身が通学していた中高一貫の男子校ではいじめ・虐待防止などの周知カードを含め、配布されたカードがその日の内に大部分が廃棄されていたのが現状だった。私自身速やかに廃棄した身だが、その理由としては自らが交際相手等から暴力を受けていない、そもそも交際相手がおらず周知カードを必要としていない、交際相手がいない為に『交際相手から暴力を〜』などと記載されたカードに不快感を持った、相談先そのものに信頼感が無いなどがある(周囲の同級生らもそのような理由だと推察される)。

廃棄を防ぎ「自分は関係ない」と思っている層へも周知させる為の対策としては、周知カード配布事業にある程度の予算を割り、周知カードの片面や一部を学校または配布場所周辺の娯楽施設・飲食店などのクーポン券にすることが考えられる。その場合は一度クーポンとして使った後廃棄されることが十分に考えられるので、持ち続けてもらう為の対策として何度も行くと割引率が上がるタイプのクーポン券やスタンプカードなども候補に挙がる。

また周知方法はカード以外にも、トイレットペーパーに相談窓口の電話番号を印字してトイレの個室にセットするという方法がある。そういう取り組みを見かけたというSNSの投稿の受け売りとなるが、現に配偶者や交際相手から暴力を受けている人は加害者に支配されて相談窓口への来所ができず、電話やメールでのSOSも監視されてできない為、絶対に一人になれる個室トイレに相談先を掲載しておくことが有効だと思う。その為に学校や予備校、カラオケやファミリーレストランなどに、暴力被害の相談先が印字されたトイレットペーパーの寄贈を具体的な取り組みとして検討願いたい。

そして『取組の方向性』の「学校教育においては、学習指導要領等に基づき、人権教育を引き続き推進していく」という部分だが、これについても元学生の立場からすると単に「推進」というだけでは物足りず、とりあえず教育面でも取り組んでいることを示しただけかと思ってしまう。何故なら、大変失礼な書き方になるが「こういう行為をしてはいけない」という内容の続く、押し付け型の道徳的教育ほどおおよそつまらないものは無いし、それなりの分量の感想文やワークシートを書かされるような人権教育は苦痛なものでしか無いからだ(相当否定的な書き方ではあるが、受講している当時の学生の意見としては概ね前記の通りであり、それが現状である)。それを踏まえた「人権教育」について提案を書こうと思っていたが、大変申し訳ないことにこの点については都民意見の募集締め切りまでに有効な対策が思いつかなかった。その為ただケチをつけるような形になってしまったが、今後答申をまとめるにあたってはより効果的な人権教育について具体案をご検討いただき、総合計画に盛り込んでいただければ幸いに思う。

さらに同章では「デジタル暴力」を「電子メールを繰り返し送ることやチェックすること、インターネット等を使って居場所を監視すること」などと定義している。これを踏まえて私の意見を述べさせていただくと、この「デジタル暴力」はまさに、「親の子もに対する干渉」でもあると思う。何故ならメールなどのチェック・居場所の監視は親が子供に対して行うことそのものであり、この部分についてはなんら誇張や想像を含まない事実であると思う。それが配偶者暴力とどう関わりがあるかという、かつて親から「デジタル暴力」を受けていた人がメールチェックなどをデジタル「暴力」と思わずに、配偶者・交際相手に対してデジタル暴力を行うということがありえるからである。また考えたくは無いが、デジタル「暴力」を親から受けていたことを認識した上で、「やられたなら自分も人にやる」という発想で配偶者・交際相手に対してデジタル暴力を行うことも考えられる。このことを踏まえると、配偶者・交際相手に対するデジタル暴力の防止を行う為には、「配偶者・交際相手に対するデジタル暴力」についての啓発活動にとどまらず、「一切のデジタル暴力」についての啓発活動、さらにはデジタル暴力を規制する条例の制定など、社会全体でのデジタル暴力の禁止に向けて行動していけば、自ずから配偶者・交際相手に対するデジタル暴力もその被害の数が少なくなるだろう。

以上、暴力を許さない社会形成の為にいくつか提案をさせて頂いた。予算の関係など実現ができるか分からない案もあるが、是非前向きに検討して下さると幸いに思う。

御意見を踏まえた中間のまとめから修正を行った箇所(ページは答申案のもの)

御意見を踏まえ、P10「1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見」2つ目及び3つ目の○を以下のとおり修正します。

○ 内閣府調査によれば、暴力の被害により、命の危険を感じたことのある女性の割合は、配偶者暴力で18.2%、交際相手からの暴力で23.7%、ストーカー行為で25.4%となっています。命の危険を感じたことのある男性の割合は、配偶者暴力で5.0%、交際相手からの暴力で7.2%、ストーカー行為で19.7%となっています。

○ 一方、女性で配偶者から受けた被害について相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」では45.7%、「自分にも悪いところがあると思ったから」では25.2%、「相談してもむだだと思ったから」では24.5%となっています。男性で同様に回答した割合は、50.4%、41.6%、22.4%です。被害を受けて相談しなかった理由として、配偶者暴力について「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」と答えた女性の割合が13.2%に対し、交際相手からの暴力について同様に回答した女性の割合が24.2%に上るなど、交際相手からの暴力については、羞恥心から相談をためらう傾向にあります。

考え方

個別施策に関するご意見や具体的な提案等につきましては、貴重なご提言と捉え都の施策を進める際の参考にされることを期待し、掲載させていただきます。

2 多様な相談体制の整備

(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

御意見

一項目に『SNS等を活用した相談機能の充実を図るとともに、その後の支援につなげる必要があります。』とあるが、配偶者がスマートフォンを管理・監視しているケースがあることも考慮に入れる必要がある。外部へ支援を求めたことがバレれば配偶者からさらなる暴力を受ける危険があることから、痕跡が残りにくいような相談受付窓口も用意する必要がある。

日本在住の外国人の方の被害について、もし在留資格を失ってしまった人が被害を訴え出た場合に入管に長期収容されないよう、適切にケアをして欲しいです。まずは被害者の保護をすることを最優先にして欲しいです。

まず大前提として性別や関係性にかかわらず暴力は許されるべきではありません。しかし、その中でも家庭内の暴力は外から見えにくい上に逃げ場も無く、当事者の感情も複雑なため、被害が顕在化しないまま深刻化しやすいです。こうした被害を少しでも減らすべく自治体が啓発や支援の充実化に取り組むことは非常に重要だと思っております。LINEなどのSNSを利用した相談体制の充実が若者を中心に効果が期待できるのではないかと考えております。

考え方

支援を必要とする被害者が、より相談しやすくなるよう、安全面に配慮しながら、SNS等を活用した相談機能の充実を図るとともに、その後の支援につなげる必要性を盛り込んでいます。

個別施策に関するご意見や具体的な提案等につきましては、貴重なご提言と捉え都の施策を進める際の参考にされることを期待し、掲載させていただきます。

(3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実

御意見
<p>都のこれまでの主な取組 ここで言及があるように、外国人、男性の被害者の支援はまだ不十分と言える。今後も改善を続けてもらいたい。</p>
<p>6月の議事録を参照するに、男性やLGBTのDV被害者に対する支援がまだまだ不足状態にあることは残念ではない。 シェルターの数が少ないので経済力のある被害者にはホテルを斡旋しているとの事だが、経済力を奪われている被害者に対して行政が公助・共助を提供できないようでは、不平等状態を改善できていないとの批判を免れないだろう。 相談窓口の確保・多様化はもちろん男性用、LGBT用シェルターの確保も積極的に行い、全ての被害者が安全にDV加害者から退避できるよう継続して取り組んで頂きたい。</p>
<p>「■ 現状・課題」 次の【】内を補足してください。 「○ 相談に当たっては、年齢や性別【・性自認・性的指向】、国籍、障害の有無等に関わらず、被害者の置かれた立場を十分に理解し、本人の希望や加害者からの危害が及ぶリスクなど、多様な被害者一人一人の状況に応じた対応が求められます。」 (理由・説明) セクシュアル・ハラスメントについて「性別・性自認・性的指向を問わず誰でも被害者となるおそれがあります。」と なっています。「性別」に「性自認・性的指向」も含めた概念としてとらえる場合もありますが、ここでは相談対応の原則を示しているので、性的マイノリティへの適切な対応を徹底させるためにも、「性自認」「性的指向」を含めた3点セットで示すべきです。</p>
<p>「■ 取組の方向性」 次の【】内を補足してください。 「○ 外国人被害者【など日本語が不自由な人】に対しては、相談シート等の活用により、相談対応の充実を図る必要があります。」 (理由・説明) 外国人＝日本語が不自由な人とは限らず、また日本人(日本国籍)でも日本語が不自由な人もいます(たとえば、日本人との国際結婚による配偶者やその2人の子ども)。海外にルーツをもつそうした人への支援にも十分な配慮がすべての現場でなされるよう、補足して明示すべきです。</p>
御意見を踏まえた中間のまとめから修正を行った箇所(ページは答申案のもの)
<p>御意見を踏まえ、P23「(3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実」現状・課題1つ目の○を以下のとおり修正します。</p>
<p>○ 相談に当たっては、年齢や性別、性自認・性的指向、国籍、障害の有無等に関わらず、被害者の置かれた立場を十分に理解し、本人の希望や加害者からの危害が及ぶリスクなど、多様な被害者一人一人の状況に応じた対応が求められます。的確な判断を行い、被害者に寄り添った支援につなげることができるよう、対応能力の向上を図る必要があります。</p>
<p>御意見を踏まえ、P23「(3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実」取組の方向性1つ目の○を以下のとおり修正します。</p>
<p>○ 外国人被害者など日本語の理解が不十分な人に対しては、相談シート等の活用により、相談対応の充実を図る必要があります。</p>
考え方
<p>外国人被害者や男性被害者など、被害者の状況に応じて適切な支援を行うための取組の必要性を盛り込んでいます。</p>
<p>個別施策に関するご意見や具体的な提案等につきましては、貴重なご提言と捉え都の施策を進める際の参考にされることを期待し、掲載させていただきます。</p>

3 安全な保護のための体制の整備

(2) 安全の確保と加害者対応

御意見

DVの加害者対応の中に、加害者プログラムを必須化してください。DVの加害者プログラムは、すでに効果の見られる素晴らしいプログラムが世界でも確立されており、都内にもいくつかあります。DV通報があった場合、病院や学校などでDVの訴えがあった場合、もしくは調停や訴訟でDVが判明した場合…等々、被害者を保護して終わるだけの現状では加害者は野放しで、被害者に執着したり次の加害に至るのが自然です。新たな被害を起こさないためにも、発覚した時点で加害者プログラムに参加させるような仕組みにしてください。被害者はずっと身の危険を感じて、身を守るためのさまざまな規制に耐えながら暮らしていきます。加害者にノータッチで(逮捕されたとしても数年で出てくるとなると逆恨みの可能性も高いです)被害者ばかりが努力をしなければならない現状は、加害の根も絶えずあまりに不毛です。あくまで被害者(被害者と子ども)の支援として、加害者プログラムを必須化してください。

同様に、被害というのはその場限りのものではなく心の傷であり、PTSDや認知の歪みなど加害者から離れて自然に治るものではないことが多いため、被害者プログラムも必須化するの望ましいと思います。

モラハラは精神的DVであることをもっと広めてほしいです。モラハラの場合でも警察での保護を経由してDVシェルターに入れるようにしてほしいです。(私はできなかったのですが、乳幼児2人を連れて交通機関を使って自力で行きました。)モラハラでも裁判所から保護命令を出してもらえるようにしてほしいです。同居中は身体的な被害がなくとも、被害者に逃げられた加害者は何をするかわかりません。

DV相談の電話を通話料無料でかけられるようにしてほしいです。通話時間は長くなることが多く、無制限の通話定額プランを組んでいない限り、通話料が高額になります。不自然な金額が請求されると、DV相談をしていることがバレて、更なる被害が加えられる可能性があります。

DV加害者プログラムを必須化してほしいです。加害者から離れると自分への被害はなくなるかもしれませんが、次なるターゲットを探して加害を繰り返す可能性が高いです。離婚後も子どもとの面会を推奨するのであれば、子どもへの影響も考えて、加害者プログラムを修了するまでは会わせないようにしてほしいです。

DVの加害者対応の中に、加害者プログラムを必須化してください。(同趣旨他6件)

安全の確保と加害者対応について、DVの加害者対応の中に、加害者プログラムを必須化してください！また、セクハラ、痴漢、虐待、いじめについても加害者プログラムが必要だと感じます！！

世の中のしわ寄せが何かしら目に見える形となって現れてるだけで、根本のしわ寄せの部分が改定しない事には、何度でも行われるし、被害者は増え続けると思います。

DVの加害者対応の中に、加害者プログラムを必須化してください。被害者がずっと不安な気持ちを抱えたまま生きる必要はありません。加害者に対して罰則ではなく、きちんとしたカウンセリングと対応をしてください。

考え方

暴力の防止と被害者の保護を図る観点から、加害者対応が求められますが、実効性のある加害者対策について検討すべき課題等が多くみられるため、「調査研究の推進」の中で加害者更生プログラムについて盛り込んでいます。

なお、加害者プログラムの個別施策に関するご意見や具体的な提案等につきましては、貴重なご提言と捉え都の施策を進める際の参考にされることを期待し、掲載させていただきます。

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

(4) 住宅確保のための支援の充実

御意見

『行政が全国民や正当な手段で入国した居住希望外国人の保証を請け負う』だけで解決するんですよ。基本的な人権である『住』を『個人に努力を義務付けた』時点で間違ってるんですよ。住居だけじゃなく『入院』だってそうですよ。保証人がいない上にまとまった金が無く保証金が払えないから入院できないって人もいますよ。『無負担で国民を保証する制度』は都だけでは難しいので、国と相談して是非とも解決して下さい。

(5) 子供のケア体制の充実

御意見
特に慎重な対応を求めます。これまでも虐待被害を受けた子供が児童保護機関の誤った対応で子供を救えなかった事例を繰り返して欲しくはありません。
児童相談所や子供家庭支援センターなどが、十分に、被害を受けた子どもの支援をできるよう、補助金を使うなどして人員や施設を増やして欲しいです。支援施設の職員が過酷な働き方のせいで離職することにならないよう、待遇を改善して欲しいです。
子どものケアについて、18歳と19歳といった成人年齢に達してしまっている場合、及び、大学生年齢の場合も考慮すべきです。

考え方
個別施策に関するご意見や具体的な提案等につきましては、貴重なご提言と捉え都の施策を進める際の参考にされることを期待し、掲載させていただきます。

5 関係機関・団体等の連携の推進

(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化

御意見
ネットワークの強化は、暴力行為の早期発見に役立つのではないかと考えております。しかしながら、いくつかの点につきまして、懸念を感じることがございますので、再考をお願い致したく。先ほど早期発見に役立つのではと考えた5項につきましても、その運用形態に於いて「相互監視社会」を招き入れることが懸念されます。監視されず自由に生きることができる良さを考えますと、慎重かつ深い議論が必要かと思えます。

(2) 民間団体との連携・協力の促進

御意見
都の支援対象となる団体について、きちんとした審査をするべきと考えます。審査対象としては、設備等の問題もさることながら、「関連しそうな団体の代表がデマを吹聴して目指すべき事柄の達成に障害を与えている」事象を確認している為、関係者のTwitter等のSNSの発言等も確認対象とするべきと考えます。 また、男性被害者を支援する団体が非常に少ない為、男性被害者支援を拡充する事に比重を置くべきとも考えます。
政治的に中立な団体に限ると明記すべきです。
民間の支援団体の中には、支援(保護・相談)を求めた者をその支援団体と繋がりをもつ政治団体活動に、しかも支援内容と遠い政治的主張活動に取り込む例がある。
【意見】 「民間団体の自主的な取組への支援や、民間団体が活動しやすい環境整備の更なる充実に取り組む必要があります」について、都内のNPO法人など民間団体が、安定した運営ができるよう、相談・保護事業の委託という形式も含め人件費を含む運営基盤整備を公的責任で整備してください。この一文を〈都に求める取組〉に位置付けてください。 【理由】 東京都は公設公営の保護施設もありますが、それとともに実質的に専門性の高い複数の民間団体が相談やシェルターでの一時保護、同行支援、生活自立支援など被害当事者に寄り添った活動をしています。この活動は多くの部分でボランティアで成り立っています。しかし、この方法は次世代の担い手を創り出すには限界があり、本来は東京都の公的責任として行う事業として、予算化し暴力防止・被害者相談・保護・自立支援・加害者更生等に取り組むべきと考えます。
「民間団体の自主的な取組への支援や、民間団体が活動しやすい環境整備の更なる充実に取り組む必要があります」について、都内のNPO法人など民間団体が、安定した運営ができるよう、相談・保護事業の委託という形式も含め人件費を含む運営基盤整備を公的責任で整備してください。

考え方
被害者支援には、関係機関が共通認識を持ち、相談、一時保護等様々な段階において緊密に連携して取り組む必要があります。また、被害者にきめ細かい支援を行うため、民間の支援団体の役割は重要です。このため、答申では、関係機関間のネットワーク化を進めることや民間団体の自主的な取組への支援の必要性を盛り込んでいます。

6 人材育成の推進

御意見
人材育成が暴力行為への対策の重要点かと思われます。
考え方
被害者支援関係者には、暴力により受けた精神的ダメージなどについての理解と配慮が必要です。研修内容の充実や研修対象者の拡大等による人材の育成等の必要性を盛り込んでいます。

第2部 基本計画に盛り込むべき事項

Ⅱ 性暴力被害者に対する支援

御意見

痴漢被害の深刻さについて触れて頂いたのは高く評価したい。一方で、対策部分については、不十分であり、実態調査をはじめ、下記のような本格的な対策を取ることを求めたい。

<求める具体的な対策>

(1) 痴漢事件の実態調査を行う

現在痴漢についての十分な実態調査が行われていません。そのため、痴漢についての実態調査が行われることを求めます。

(2) 痴漢報告後のプロセスを見直す

痴漢を報告した後のプロセスは被害者の時間や労力が費やされます。それに加え、被害者が被害現場で写真に写らないといけなかったり、取り調べで被害者の信用性を問われたりなど、痴漢報告後のプロセスは二次被害となっている部分があります。そのため、痴漢報告後のプロセスを見直すとともに一般人にプロセスを公開することを求める。

(3) ワンストップ支援センターの増設と告知を行う

日本の各都道府県には性暴力や性犯罪について電話相談ができるワンストップ支援センターがありますが、この施設は十分認知されていないため、ワンストップ支援センターの告知に力を入れてほしいです。また、国連の規定では人口5万人あたり一箇所の性暴力・性犯罪被害者支援センターが必要となっているため、センターの数が足りていません。そのため、ワンストップ支援センターの数を増やすことを求めます。

(4) 痴漢事件の迷惑防止条例での取り締まりを見直す

痴漢被害は各都道府県の迷惑防止条例または強制わいせつ罪によって取り締まられていますが、二つの境界が曖昧なのに加え迷惑防止条例は各都道府県によって異なるため、取り締まりや統計が統一していません。他にも迷惑防止条例で取り締まる場合の罰則が軽いことと迷惑防止条例で取り締まられる場合は加害者が性犯罪再発防止プログラムを受講できないことが問題としてあげられます。そのため、痴漢事件を迷惑防止条例で取り締まることを見直すことを求めます。

(5) 性犯罪についての充実した教育を行う

痴漢の被害にあった人からは「何をすればいいのかわからなかった」という声が多くあげられます。痴漢にあったらどうすればいいか、痴漢を目撃したらどうすればいいかなど、痴漢を含めた性犯罪の教育を教育現場で行うことを求めます。

(6) 学校での痴漢ルールを作成する

通学中に痴漢の被害に会ったことによって学校に遅刻した場合、被害者は遅刻または欠席扱いになってしまいます。また、教師に痴漢の相談をしたら不適切な発言が返ってきた体験をした被害者もいました。そのため、痴漢被害が理由での遅刻・欠席の免除や痴漢について相談できる場所を用意するなど、学校での痴漢に対するルールを作成することを求めます。

(7) チカンの加害者が早期に長期で再発防止プログラムを受けられるようにする

痴漢は再犯率が多く、加害者は痴漢依存症のケースが多いため、再犯防止プログラムを早い段階から長期で受ける必要があります。加害者が早期に長期で性犯罪再発防止指導 R3をしっかり受けられるようにすることを求めます。

(8) 女性専用列車を増やす

女性専用列車に乗らないと安心して目的地まで行けない女性が多い中、女性専用列車の数が少なく、一握りの車線にしか設置されていません。女性の安心した交通移動のために女性専用列車の増設を求めます。また防犯カメラの増設も求めます。現在一部鉄道会社等でアプリの開発が進んでいますが、電車内で被害にあった際に、被害者がスマホで通報したら「* 両目から痴漢被害の通報がありました」といったアナウンスを車内で行うようにしてほしいです。

(9) 省庁横断型の連絡協議会の設置

痴漢の問題は法務省・警察庁、国土交通省、文部科学省など様々な省庁に担当部署がまたがっており、また民間の鉄道会社などとの連携も欠かせません。そのため、関係省庁や民間企業などが連携し、痴漢による性暴力をなくすための取り組みを進める連絡協議会の設置を求めます。

(10) 性被害を受けた時の対応をまとめた資料(学校安全参考資料)を各家庭に配る

現状、痴漢被害を受けた時に、友人、母親等に話をして「私の代わりにたくさん怒ってくれて救われた」「一緒に警察に行ってくれた」という肯定的な経験になっている人は少なく、その多くが「どうすることもできないから忘れろ」「よくあることだから諦めろ」と言われたり、「触れられるうちは華」「尻ぐらいいいだろ」「その程度で騒ぐな」など軽視、矮小化されたり、嘲笑されたりしています。こうした現状を踏まえると、家族の理解を深める必要や、家庭で相談しやすくする施策が必要です。しかし、文科省が作成している「文部科学省×学校安全」というサイトや「生命の安全教育」教材には、電車やバス内の痴漢犯罪に関する具体的な対応策等については掲載されていません。そのため、性被害を受けた時にどうすればいいかをまとめた資料を上記サイトや教材に掲載した上で、学校を通じて各家庭に配布することを求めます。

「取組の方向性」に関して痴漢についての対策が記述されていませんでしたので以下の文を書き加えた方がいいと思います。「公共交通機関において痴漢加害者に向けた注意喚起を行う。具体的には電車内に防犯カメラを設置する、被害者への自衛を求めるのではなく加害者に警告するような内容のポスターや映像を掲示するなどです。」なぜなら加害者が痴漢をしなければ被害者も生まれないため、加害を未然に防ぐことに都として取り組むことが重要だと考えるためです。

「さらに、身近な窓口でも被害者からの相談に適切に対応できるように、研修等により相談窓口の職員の対応能力の強化を図る必要があります。」という記載は、「職員の対応能力の強化とともに待遇の改善を図る必要があります。」と書き換えた方がいい。現在、性暴力などの支援に当たる職員は無給ボランティアや非正規など経済的に不安定な立場におかれています。性暴力被害者の支援という専門性の高い職務内容に待遇が見合っていないと思われる。より対応能力を高めるために職員の待遇アップは検討してほしい。

痴漢被害撲滅に向けての取り組みについて

性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業をもっと広く周知させる取り組みをして欲しいです。せっかくの良い事業も知られていなければ必要な人に届きません。性犯罪は非常に恐ろしいことですが子供の頃から被害者になり得ますので、小中学校、高校や大学などにポスターを貼る、手紙を配る、ホームルームなどで直接先生から生徒児童に伝えるなど積極的に通知して欲しいと思います。

痴漢の実態調査を定期的に行ってください。効果的な対策は調査があつてこそと考えます。

性犯罪の取り締まり強化ならびに厳罰化を求めます。特に未成年の学生を狙う痴漢などの性犯罪を取り締まってください。性犯罪者を教育関係から遠ざけるなど被害者を産まないための施策を求めます。前科がある人間を教壇に戻したり、ベビーシッターや学習塾で雇用しないように性犯罪者についてはデータベースを作成してください。米国ミーガン法のような子供を守るための施策を求めます。日本で率先して動いてください。

電車通学による痴漢が日常になっていることを恥ずべき異常事態と受け止め、車内ビデオや鉄道警備の徹底、被害者に重い負担を強いることのない取り調べなどを徹底してください。駅員・警察が痴漢被害者を守らないことは女性の間でよく知られています。東京都が問題として取り上げ、被害者を守るマインドを現場に求めてください。車内や駅で啓発活動を行う際には被害者に自衛を促すのではなく、加害者への呼びかけや第三者への逮捕協力にしてください。また、加害者については必ず治療を受けさせたり、特定の車両のみ使用可能にするなど再犯率の高さを考慮し、行動に制限を課してください。

残念ながら性暴力があらちちで蔓延している現状では、早期性教育は必須です。小学生でも痴漢にあうなど性暴力の被害者になるのが東京です。自分が何をされているのか理解していない被害者もいるでしょう。問題を炙り出すためにも、パーソナルスペースを守ることなど基礎的な性教育は小学校低学年の段階から行うべきだと思います。また、被害に遭った女生徒が継続して学ぶことができるようにオンライン学習やサポート体制を築くよう学校機関へ働きかけてください。

痴漢対策を強化してほしい

- ・東京都独自の痴漢防止条例の制定
- ・被害者ではなく加害者側への注意喚起
- ・痴漢は性暴力、犯罪だと強く呼びかける
- ・被害者が相談しやすい窓口などを作る
- ・各鉄道会社、警察などとの連携の強化

本気の痴漢撲滅対策

最も身近な性暴力である電車内の痴漢行為について、発生率が最も高いであろう東京都が国をリードして本気の撲滅対策に乗り出してほしいです。以下、例を示します。

(1) 実態調査の実施

既に国政政党が独自に実態調査を行っており、岸田首相が内閣府においても今年度の実態調査を予定している旨を答弁していますが、東京都においてもその責任でまずは実態をできるだけ詳細に解明するべきだと思います。

(2) 現実に可能な発案と実行

上記の実態調査の結果などを踏まえつつ、各分野の専門家や鉄道会社などの意見も踏まえながら、現実的に実行可能な具体策を出すとともに、十分な予算を割いてできるだけ早く実行してほしいと思います。

(3) 発信すべきメッセージ

性犯罪・性暴力に関して、ともすれば女性に対して自衛を求める方向のメッセージが発信されがちです。それが絶対ダメとは思いませんが、もっと加害者に対して、「痴漢は性犯罪・性暴力であり絶対に許されない」と毅然としたメッセージを都として力強く発信してほしいと思います。

性暴力、性被害対策について

性暴力の被害者に対する支援や注意喚起には力を入れているように思われるが、もっと大事なのは性加害を起こさせないことである。都営地下鉄にAIカメラをたくさん導入して痴漢の被害の報告があつたらすぐに捕まえられるような仕組みを作るなど、加害を起こさせない対策をすべきである。痴漢被害の減少など成果が上がれば全国への波及効果も期待できると思います。東京都なら都営地下鉄があるのでできると思います。

【意見】記載されている若年層を対象とした性暴力被害について、〈都に求める取組〉に位置付けてください。

【理由】コロナ禍において、家庭に居場所がなく様々な事情で性産業しか選択肢がないような若者が、性別にかかわらず、さらに増えています。未成年である10代はもちろん、成人であっても困窮した状況を東京都として取り組むべきと考えます。

【意見2】記載されている若年層を対象とした性暴力被害について、東京都内の自治体との連携で進めることを明記し、〈都に求める取組〉に位置付けてください。

【理由】コロナ禍において、家庭に居場所がなく様々な事情で性産業しか選択肢がないような若者が、性別にかかわらず、さらに増えています。新宿区歌舞伎町や渋谷区、豊島区池袋など繁華街に集まってきましたが、もともとは都内自治体ほか全国の地域に住む若者です。東京都としては、都内自治体との連携をすすめながら当事者をエンパワメントする必要があり、首都である都の責任として民間団体とも連携し、取り組む必要があると考えます。

若年層を対象とした性暴力被害について、東京都内の自治体との連携で進めることを明記してください。

性風俗に従事する女性がストーカー被害や性被害などを受けた時に、そんな仕事しているからと(相談した友人だけでなく警察官にも)言われることがあるそうだ。職業による偏見にさらされる女性は数多いと考えられる。ましてやこんなに不景気なのだからなおさらだ。しかし、警察官やその他の人間によるそのような発言は消えることはない。セックスワーカーも一つの仕事として認められるべきだし、警察も全ての市民のためにきちんと業務を果たすべきである。そのため、職業による偏見をなくし誠実に業務を行うよう、警察だけではなく役所なども各部署に研修にプラスしてみてはどうだろうか。ただでさえ偏見や差別はなくなるから、研修をする事で自分は差別している・いたのだという意識を改めて芽生えさせることが大事だと考える。

周知や啓発だけでは、加害を未然に防ぐことも、再犯防止にも時間がかかり過ぎると思います。被害者への支援はもちろんで、加害者を作らないことに注力する必要があると思います。性犯罪の再発率は高いと聞きます。被害者のトラウマは一生をかけても消えないくらいのもので、生きていくことが怖くて、自殺に繋がる可能性も非常に高いと思います。被害者が安心して生きてくためにも、加害者への厳罰としても、刑があけてからの所在地を限定するか、市区町村が見張っている必要があると思います。行政でシステム化しないと、減少させることは難しいと思います。

「また、若年女性を対象とした「JKビジネス」やアダルトビデオ出演強要等の被害が続いており、若年層に対する啓発を行う必要があります。」の部分で「また、若年女性を対象とした労働基準法に違反する仕事の斡旋や強要、「JKビジネス」やアダルトビデオ出演強要等の被害が続いており、若年層に対する労働や法律、デジタルタトゥーなど広範な主権者教育を通じた啓発とともに家庭の貧困、家庭や学校、社会での居場所を作ることへの支援を行う必要があります。また、違法業者の取締りを行う必要があります。総じて、男性より女性のほうが性産業に関わることが当たり前と考えられがちな社会通年を是正していく必要があります。」と書き換えてください。

理由としては、JKビジネスやAV出演に至るには貧困、家庭内不和・暴力、学校や友人関係でのいじめなど複合的な要因が絡むと考えられ、総合的な対策が求められるため。また、使用者への罰則の視点が必要であるため。

「JKビジネス」「アダルトビデオ出演強要」は別けて記載するべき

「JKビジネス」は、大人側の犯罪的な一面と合わせて、金銭目的で女子高校生自身がある種気軽なイメージで自主的に行っている一面も事実としてある。そのため、男女問わず高校生以上には「性教育とのセット」で「なぜJKビジネスがいけないのか(未成年の時点で性で金銭を稼ぐことがいけないのか)」を、学校教育の一環として行うべき。

「アダルトビデオ出演」の「強要」自体は大きな問題である。しかし「セクシャル産業」として前向きかつ自らの判断でその業界で働いている成人がいることも事実である。そのような人々を認めることも前提と明記したうえで、あくまで「強要された場合」への対策を盛り込むべきである。

○また、若年女性を対象とした「JKビジネス」やアダルトビデオ出演強要等の被害が続いており、若年層に対する啓発を行う必要があります。

とあります。もちろんそこも大変重要な項目ですが、ビジネスに対しお金を払い、購入する側にも啓発を行うことをきちんと明記すべきです。買い手がいなければ売り手が増えることもないからです。SNSで、男子高校生が同級生女子の盗撮写真を公開しない形(Twitterで言えばDM)で、年齢・性別不詳の相手に渡している状況があります(もちろん性別に関わらず行われる場合もあります)。売る側/買う側 の二項対立に見えてしまいがちですが、自ら売る他に盗撮の上売ることや、ただ買うだけでなくさらに広げてしまう可能性があること、性暴力とは複雑な構造によって成り立つことを明記してほしいです。

『また、若年女性を対象とした「JKビジネス」やアダルトビデオ出演強要等の被害が続いており、若年層に対する啓発を行う必要があります。』とありますが、下記の文章を書き加えた方がいいと思います。

『若年層に対する啓発を行うとともに、加害者側の意識変化を促す啓発を行い、そのような犯罪を防ぐ為にさらに厳しい罰則を作る必要があります。』

最後に「また、性暴力の加害者や被害者にならないための教育や啓発を行う必要があります。」とありますが、被害者に対する啓発よりも加害者側に対する啓発を行う事に重点を置くべきだと考えます。このような問題は平等な関係の上で発生する問題ではないのにも関わらず、この様な文章だと非は五分五分であるように感じます。加害者の責任を問い、被害者を生まない為に加害者を生まない対策を徹底するべきだと考えます。

『誰と、それこそ性的な事を含めてどういう付き合い方をしてるか大っぴらに話しても非難も中傷もされない社会』を作らなくてはなりません。性犯罪者や抑圧者は『黙ってなければならぬという風潮』を利用して行動します。民暴の構造と同じですね。『どんな内容でも親しい人や第三者に相談でき、そして裁判で表ざたになっても被害者は侮辱も蔑視からくる哀れみも受けない社会』こそが救済と支援と発生防止に繋がるのです。

そして『未成年が異性と交流しても非難されない社会』を作り、小さい頃から『実際の異性』と直に交流して『本当の所』を知る機会を増やさなくてはなりません。相手は同級生でも同じ学校でもいいんです。それこそ所謂外遊びでもトレカでもいいんです。

兎に角『一緒に遊ばせる』のが大事なんです。今の性教育は基本的に『性的な物を見るな！触れるな！そして公や権威がある者が指導する事以外は知るな！』ですから、実際の異性、下手すれば同性の事すら解らないと言った事態が発生してるんです。『プライベートゾーン』とか『リプロダクティブ・ヘルス/ライツ』が純潔方面に偏よっていった事も関係してるのかもしれない。未婚の母やその子に対する差別という問題に関わってきていますので、この辺りのチェックと再検討をお願いします。まあ、そもそも授業だけで男女関係、ひいては人間関係を学ばるなんて到底無理なんでしょうね。

性暴力が、「配偶者暴力対策」の枠の中でしか語られないのは何故でしょうか。性暴力は、パートナーとの間のみでなく、さまざまな場面で起こりうることでと考えます。パートナー間だけの性暴力でなく、職場や学校、あるいは電車のなかで痴漢行為など、全ての性暴力に対する対策を望みます。

女性に対する性暴力・性犯罪が減らないのはなぜでしょうか？ 正しい性教育が行われていないこと、マスメディアや広告によるジェンダー表現が男性目線であることなどが大きな原因であると考えられます。社会からのメッセージは、女性に防御を求めるものが大半で、加害者に加害をやめるように促すものはほとんど目にはいきません。この面でも、行政は率先して、女性を性的な眼差しで見たり、表現することが、女性の暴力を助長しているという事実を発信してほしいと思います。

アフターピルを24時間薬局で手に入れられる、より安価にするなど、しっかりと被害者を守れる状態に整えてください。同意のない射精やレイプの場合、協力的な男性でないからそういうことが起こるわけですから、アフターピルも被害者の女性が支払うことになります。また、タイムラグや通院できない事情があれば、被害者自身の人生と新たな命にも関わってきます。

性被害によって望まぬ妊娠のケースも想定し、ピルなどの緊急避妊薬を含めた避妊の手段の充実及び救済措置にもしっかり注力すべきです。

不同意性交罪をつくることを国に働きかけてください。性的合意年齢の引き上げを国に働きかけてください。被害者側に注意を促すのではなく、加害をする側を罰する意識の醸成をしてください。

被害者が被害にあった事実を隠してしまいやすい現状がある中で、被害者が相談しやすくなる環境を整備される取り組みはぜひ進めていただきたいと思っています。その上で、「加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育や啓発を行う必要があります。」との記述がありますが、こちらに関してもっと具体的な取り組みを掘り下げていただきたいです。被害者が被害にあった事実を言えないことの要因のひとつは、「性被害にあうのは、被害者に落ち度があったせいだ」というスティグマが根強く社会に存在していることです。「性暴力は被害者にも責任がある」という刷り込みは未だに根強く、このような考えの人が被害者の方に二次加害を行うケースも発生しています。海外では、「No means No」をスローガンにした教育や啓発活動も行われています。ぜひ海外での先進的な取り組みも参考に、被害者支援にとどまらない、性暴力の発生防止・二次加害の防止まで含めた包括的な取り組みを進めていただきたいです。

ジェンダー平等は重要ですが、たとえば女子トイレや更衣室、入浴場などは身体女性のみが利用できるような一定のルールを制定してください。現在、トランス女性が身体男性のまま女性スペースへと入ってくるトラブルが世界的に多発しており、日本でも問題となっています。トランス女性のふりをした性犯罪者が女性の善意を利用して己の欲望を満たさないように一定の規律を求めてください。

原案は以下のとおり本来の人間としての生き方及び表現の自由を中心とする精神的自由権や自己決定権などの個人尊厳の権利が、効果よりも悪影響が多く、今後、国及び地方公共団体が人権の強化につながるおそれが明確であるため見直しをお願いする次第です。

(1) 性暴力被害者と表現の自由及び自己決定権

「性暴力被害者に対する支援」について東京都総務局のアンケート調査は全体の聴き取りをした人数及び回答者、実施年、対象年齢、性別等の記載が全く記載をさせていません。他のデータは、ほぼ公開をしていますが、この部分だけ閉鎖的になるのは、東京都が「公開したくない意図」があるにすぎません。また、様々な困難や被害にあった「女性」だけと断定をしているのも遺憾であり、本来の平等参画との意図からも離れています。性的被害は「女性」だけではなく男性にもおこることなので、性差の撤廃を望みます。女性だけの政治制度や文化慣習、社会運動の取入れであり、男性やLGBTに配慮をした制度を無視しており、すべての人間は適切な保護が必要です。逆のことも起こりえる可能性もあり、制度を悪用して強制的に行使をする可能性もあり、生命の尊厳を崩壊させる危険があります。利用や行動を強制させる支援団体もあり、政治的思想の中立的な立場でない団体でない洗脳をさせてしまい、支持政党の政治参加の強制や思想統制につながり自己判断ができなくなり、自己の表現の自由を失わされるのが明確です。若年対象とした「JKビジネス」「アダルトビデオ」の出演の被害啓発活動は必要だと思いますが、本人が主体的としたい「自己の性に対する表現規制」と解釈をできます。一定の個人的な考え方を行政から押し付けることは「自分らしさ」の生き方やライフスタイルの否定になります。コスプレや着たい服を着る表現活動の場所の規制にもつながる恐れがあり、公権力が審議会など設置をして抑制する可能性がありますので文脈の見直しが必要です。

考え方

性暴力被害者は、身体的・精神的に大きな被害を受けるだけでなく、関係機関や第三者からの不用意な発言により二次被害を受ける場合もあります。答申では、支援を必要とする人に情報が届くよう相談窓口を周知することや二次被害防止に向けて適切な対応を行う必要性を盛り込んでいます。

個別施策に関するご意見や具体的な提案等につきましては、貴重なご提言と捉え都の施策を進める際の参考にされることを期待し、掲載させていただきます。

第2部 基本計画に盛り込むべき事項

Ⅲ ストーカー被害者に対する支援

御意見
<p>ストーカー被害についてですが、もちろんストーカーは許されることはないと思います。しかし加害者側も思いを伝えられなかったり、助けを求められなかったりして、自力では他の方向を向けなくなっているケースがあるので被害を与える前にカウンセリングできるといいなと思っています。</p>
<p>警察に相談していても、「事件化していないから捜査しない」といった案件をニュースでよく見かけます。あくまでニュースではそうなだけで、実際はちゃんと行われているのかもしれませんが、課題の中で「相談を強化し～」にとどまっている点が気になります。迅速な対応を行えるようにと言及がありますが、予防的に相談者を保護する事ができるような仕組みが出来ることを望みます。</p>
<p>性風俗に従事する女性がストーカー被害や性被害などを受けた時に、そんな仕事しているからと(相談した友人だけでなく警察官にも)言われることがあるそうだ。職業による偏見にさらされる女性は数多くいると考えられる。ましてやこんなに不景気なのだからなおさらだ。しかし、警察官やその他の人間によるそのような発言は消えることはない。セクswーカーも一つの仕事として認められるべきだし、警察も全ての市民のためにきちんと業務を果たすべきである。そのため、職業による偏見をなくし誠実に業務を行うよう、警察だけではなく役所なども各部署に研修にプラスしてみてもどうだろうか。ただでさえ偏見や差別はなくなるのだから、研修をする事で自分は差別している・いたのだという意識を改めて芽生えさせることが大事だと考える。</p>
<p>『誰と、それこそ性的な事を含めてどういう付き合い方をしてるか大っぴらに話しても非難も中傷もされない社会』を作らなくてはなりません。性犯罪者や抑圧者は『黙ってなければならぬという風潮』を利用して行動します。民暴の構造と同じですね。『どんな内容でも親しい人や第三者に相談でき、そして裁判で表ざたになっても被害者は侮辱も蔑視からくる哀れみも受けない社会』こそが救済と支援と発生防止に繋がるのです。そして『未成年が異性と交流しても非難されない社会』を作り、小さい頃から『実際の異性』と直に交流して『本当の所』を知る機会を増やさなくてはなりません。相手は同級生でも同じ学校でもいいんです。それこそ所謂外遊びでもトレカでもいいんです。兎に角『一緒に遊ばせる』のが大事なんです。今の性教育は基本的に『性的な物を見るな！触れるな！そして公や権威がある者が指導する事以外は知るな！』ですから、実際の異性、下手すれば同性の事すら解らないと言った事態が発生してるんです。『プライベートゾーン』とか『リプロダクティブ・ヘルス/ライツ』が純潔方面に偏っていった事も関係してるのかもしれませんが。未婚の母やその子に対する差別という問題に関わってきていますので、この辺りのチェックと再検討をお願いします。まあ、そもそも授業だけで男女関係、ひいては人間関係を学ばるなんて到底無理なんでしょうね。</p>
<p>配信活動をしている方でつきまといや嫌がらせの被害が発生するケースもありますので、ネット上の被害なども視野にいれて相談窓口の体制を検討した方が良いと思いました。</p>
<p>ストーカー被害が見知らぬ人や職場関連、部活、ネットなどでの炎上拡散情報などをもとに複数人などでの嫌がらせなども起きることもあるのでそういう対策も必要である</p>
<p>SNSなどインターネット上での誹謗中傷の厳罰化を国に働きかけて欲しいです。また、被害者が、加害者の情報開示請求をしやすくなるよう国に働きかけて欲しいです。(手続きの簡便化、料金を下げるなど)</p>
<p>ストーカー対策について、ストーカー心理がなかなか解明されない現状のため、今後、研究を推進していくこと。</p>
<p>「社会的にも許されない行為です。」とあるが、この「社会的」とはいかなる事由に基づいた意味か。犯罪行為であることは明白だが、加えて「社会的」としたのはいかなる理由によってか。理由をお聞かせ願いたい。</p>
<p>ストーカー行為について、女性に関する記載のみで男性への言及が存在しない。これも記載すべきである。</p>
考え方
<p>ストーカー行為は、被害者の平穏生活を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展する恐れもあります。答申では、被害者からの相談に適切に対応できるよう、研修等により職員の対応能力の強化等の必要性を盛り込んでいます。</p>
<p>個別施策に関するご意見や具体的な提案等につきましては、貴重なご提言と捉え都の施策を進める際の参考にされることを期待し、掲載させていただきます。</p>

第2部 基本計画に盛り込むべき事項

IV セクシュアル・ハラスメントの防止

御意見
<p>企業は「女性被害者」の方向ばかりに行きがちですが、「男性被害者」に対するケアの体制が不十分な企業が多いです。特にセクハラ対策の研修に於いて言われる事ですが「安易にセクハラとして扱われない人間関係を築く事」を求められます。しかし、人によってはコミュニケーションが苦手等を起因してセクハラ扱いを受け、更にコミュニケーションが取れなくなる、という事象も存在します。</p> <p>その様な観点からもセクハラ冤罪に対するケアも含めた「男性被害者」に対するケアの推進を明記するべき事と考えます。</p>
<p>男女平等参画推進に関係はするとは言え、配偶者暴力対策基本計画に職場でのセクシャルハラスメント及び公共の場での不快な表現は配偶者に関する事項とは無関係と考えられます。</p>
<p>本項でセクシュアル・ハラスメントの定義が『性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。』となっているが、セクシャルハラスメントの定義は『職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること』と男女雇用機会均等法で定義されているので、配偶者暴力対策基本計画の中で扱うのは違うのではないかと思う。</p> <p>都のこれまでの主な取組でも、労働者、職場での啓蒙活動等労働環境での取組が主なので、セクシュアル・ハラスメントに対する防止はいいが、配偶者暴力対策基本計画ではなく、別でやるべきではないか。</p>
<p>《アウトティング》</p> <p>黙らせるよりも『どんな相手とどんな付き合い方をしても非難されない社会』を作る方が早いし都民の負担も少ないですよ。むしろ「あいつも同じ趣味だよ」という事が広まりやすい方が、少数者にとって『仲間を見つけやすい』というメリットになります。というかアウトティングは駄目、という理論のせいで『秘密にしないでほしい』志向。生涯一人で抱え続けなくてはならない自認』というのが固定化されたのではないのでしょうか。そもそも『少数者にその身を隠させ孤立させて各個撃破』って、考えてみたら反体制思想を潰す手段なんですよ。さてさて、反アウトティングという概念が守ってるのは一体何なのか…</p>
<p>セクシュアル・ハラスメント相談にはジェンダーの視点をもった専門家を位置付けてください。</p>
<p>女性がセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ネット上のハラスメント、ストーカーなど困った時に、とりあえず相談しやすい窓口の創設</p>
<p>性暴力、ハラスメントなどの被害に遭い、声を上げた女性への二次加害をなくす取り組みをしてほしい。また国にも働きかけてほしい。</p>
<p>重要語句の説明・定義</p> <p>「※ セクシュアル・ハラスメント」</p> <p>「性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。」</p> <p>(意見) 後半部分を「…又は性的な言動を受けた個人が被害を訴えたこと等に対して当該個人に不利益を与えることをいう。」と修正してください。(あるいは、もっとわかりやすい説明に)</p> <p>(理由・説明) 案の定義は、一般的にみられる定義とは後半部分が異なっており、「個人の対応により」の部分が非常にわかりにくくなっています。この部分は、「セクシュアル・ハラスメントの事実を訴えたら、逆に訴えた個人が意に反して配置転換させられたり、クレームメーカーだと批判された。」といった事例を想定してのものとおもわれます。そうであれば、この定義は非常に重要ですから、そうした意味が多くの人が明確にわかり誤解されないような表現に修正すべきです。</p>
考え方
<p>セクシュアル・ハラスメントは、雇用の場だけではなく、教育や福祉など多くの場面で起こる可能性があり、性別、性自認・性的指向を問わず誰でも被害者となるおそれがあります。答申では、普及啓発や相談体制の充実等必要な対策を進めることを盛り込んでいます。</p> <p>個別施策に関するご意見や具体的な提案等につきましては、貴重なご提言と捉え都の施策を進める際の参考にされることを期待し、掲載させていただきます。</p>

第2部 基本計画に盛り込むべき事項

V 性・暴力表現等への対応

御意見	
<p><現状・課題></p> <ul style="list-style-type: none">・「表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。」・「グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切です。」 <p><取組の方向性></p> <p>「メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促すことが必要です。」 についての主な意見(修正又は削除を求める意見1,498件)</p>	
	<p>「不快な表現」の定義が曖昧であり、現状の諸々を鑑みると表現規制に繋がる未来しか見えません。そもそも既にある決まりで十分であり、この項目を入れることに反対です。</p>
	<p>「不快な表現」という主観的かつ反論のしようのない根拠によって表現の自由を抑圧するような内容は許容されないものとする。</p>
	<p>「表現の自由を十分に尊重しつつ」「暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促す」というのは矛盾が生じているように思います。都が「自主的な取組」を促した結果、表現の自粛に至ったならば、それは都が表現の自粛を求めたことになり、表現の自由の侵害となります。もし仮に、「自主な取組」を促された表現者が自粛するかどうかは表現者側の任意であり、強制力も自粛しなかった場合の罰則も無いとするならば、それはそもそも「自主的な取組」を促す事自体が無意味であり、都の計画に盛り込む意味も無いと考えます。以上より、当該箇所について再考を求めます。</p> <p>「不快な表現」の定義が曖昧であるように思います。性犯罪・性暴力の被害者がその被害を想起し、精神的苦痛を受けた表現を「不快な表現」としていることは理解ができます。しかし、それを考慮しても言葉の定義が曖昧であり、「不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う」ことが難しくなってしまいます。「不快な表現」の定義についてより深い議論を求めます。</p>
	<p>不快な表現に触れない様にするのであれば年齢制限とかゾーニングとかで充分の筈です、そういったものではやはり解決できないのでしょうか？</p>

□項目「表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。」について

この項目は全文削除すべきです。

「表現の自由を十分に尊重」という以上に「表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由」・「マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由」が重要視されているように感じます。日本国内において、表現の自由と言論の自由は憲法第21条で保障されており、その自由の下で多くの創作物・出版物といったコンテンツが生産されてきました。それらに好印象を受ける方々が居る一方で不快感を抱く方々が存在するのも然りです。また、表現/言論のどの箇所に不快感を抱くかは個人の過去の経験から形成された価値観・思想・感情に依る所が多く、結果的に相反する考えを持った個々人が居るのは当然のことであるため、不快な印象を抱く人が一切居ない表現/言論は基本的に存在しないと認識しています。多くの方々が手放しで受け入れているものに不快感を示している方々も居られると思います。(後述の最高裁判例はその一例であると認識しています。)ですが、表現/言論の自由が保障されている以上、自分にとって不快な表現/言論が存在する公共空間を容認する必要があります。実際、個人の主観で不快に感じたということを理由にした表現規制は認められないという最高裁判例が存在しています(最高裁昭和63年12月20日第3小法廷判決 商業宣伝放送差止等請求事件(判例時報1302号94頁))。これを踏まえて、「表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う」という文言からは、「表現される側の人権」・「性・暴力表現」・「不快な表現」という個々人の価値観・思想・感情という不安定で曖昧な要素に依る部分を行政が独断で解釈し、それらを「接しない自由」の下でいくらかでも規制できる、あるいは圧力をかけられるという風に聞こえます。これは憲法21条を形骸化させてしまう可能性も考えられ、非常に懸念しております。また、以下に挙げた現状から見て、「性・暴力表現に接しない自由」にはゾーニングによって十分に配慮がされており、これ以上の規制は必要ないと考えています。

・「東京都青少年の健全な育成に関する条例(平成30年2月1日施行)」によると、指定図書類の販売においては、青少年が閲覧できないように規則に基づいた包装した上で他の書籍類と明確に区分した場所に置くなどの規則に基づいた陳列を行う必要があります(第九条)。表示図書類の販売においても指定図書類に準ずる努力義務が課されています(第九条の二)。

・成人向け雑誌が自主規制によってコンビニから撤去されたのも記憶に新しいことです。(この成年向け雑誌は類似図書類のことを指していると認識しています。)

・GAFaをはじめとするITプラットフォームによる自主規制も行われているようです。

これ以上「接しない自由」に配慮するとすると、購入できる店舗・情報を目にする手段が更に制限されて「接する自由」=「知る権利」もまた制限されてしまい、挙句の果てには不特定多数のコンテンツが曖昧で不安定な判断基準をもとに「性・暴力表現」を含んでいると一方的に解釈されるようになってしまい、コンテンツの制作そのものが萎縮することに繋がりがかねません。「接しない自由」への配慮を今以上に求めると、多かれ少なかれ日本のコンテンツ産業を衰退させる結果となるのは必至であると考えています。

□項目「グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切です。」について

この項目は全文削除すべきです。

性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切と述べている中で、来日する外国人を挙げていますが、根拠が乏しく検証も不十分です。国によって思想・文化は異なり、その中には互いに相容れないものが必ず存在します。そのため、「諸外国・外国人が持つ性・暴力表現の価値観や感情を日本の行政に取り入れる」とも解釈できるこの文言は、日本国民の自由権ならびに日本の文化が規制されるものとして懸念しています。かつて、日本で独自に発展して経済面でも重要な位置づけとなる文化のマンガ・アニメ・ゲームが児童搾取・虐待・女性差別を助長するものと一方的にみなされ、2015-2016年にかけて国連から規制を勧告されましたが、これはマンガ・アニメ・ゲームを外国の思想に当てはめられた結果生じたものであると考えています。この勧告に対しては当時の国会議員の方々が「国際約束上の児童ポルノの定義」をまとめた上で「反論していただいた」おかげで規制を免れています。この文言は、「性・暴力表現に関する表現の自由を、諸外国から批判を受けないレベルまで制限する」とも捉えることができます。「来日する外国人」が「性・暴力表現」によって受けた具体的な被害の根拠や検証が不十分な状態なままで、その「性・暴力表現について国際的な視点」を行政が独断で解釈して、日本国民の表現の自由を犯すことになりうることも考えています。故に、諸外国・来日する外国人の方々の思想・文化といった多様性に配慮しつつも、日本国民の自由権や日本の文化を侵さないように慎重に検討・議論すべきです。この項目の文言は抽象的であり、一方で表現規制を制限なしに可能にするという解釈にも取れるため、非常に懸念しています。

□項目「メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促すことが必要です。」について

この項目は全文削除すべきです。

文言から、非実在人物やフィクションにおける暴力や性表現を例外としていないものと解釈します。

既に述べましたが、東京都青少年健全育成条例による販売規制・事業者やGAFaの自主規制により、暴力や性表現を含んだコンテンツのゾーニングが行われており、「性・暴力表現に接しない自由」には十分な配慮が行われていると考えています。それにも関わらずこのような項目があるということは、さらなる表現の自主規制を行政からクリエイターやメディア事業者に求めるという意図であり、圧力であるとは思えません。先程述べたとおり、コンテンツの制作そのものが萎縮しかねないため、大きく懸念しています。これだと、東京都内在住のクリエイターや都内にある多くのメディア事業者が萎縮して安心して制作を行うことができなくなります。また、東京都は日本国の首都であり、都内在住のクリエイターやメディア事業者といったコンテンツ供給者を多く擁しているため、その規制の影響は東京都内に限らず日本全国の消費者にまで及びます。

結果的に、マンガ・アニメ・ゲームなどの日本の経済を担うコンテンツ産業そのものが大きく衰退することになりかねません。

そもそも非実在人物やフィクションにおける暴力や性表現を規制したところで児童虐待や配偶者暴力が減るということはエビデンスに欠けると考えています。

表現の自由は憲法に守られた国民の権利であります。では、その是非を決めるのは誰になるのでしょうか？国民であります。政治で決めるものではありません。文言削除を切に願います。

「公共空間において不快な表現に接しない自由」の法的根拠が明示されていません。また、不快な表現というのも曖昧かつ法的定義がありません。そもそも不快というのは個人の主観によるものなので、誰かの不快は誰かの快感となっている可能性があるものです。不快を理由にした表現規制は認められないという最高裁判例もあります。(判例時報1302号94頁)

「性・暴力表現について国際的な視点」の具体的な根拠が明示されていません。そもそも地球上には196ヶ国もの国々があり、様々な文化・風習があります。どこの誰が「視点」というものを法的に定義しているのですか？

「性表現の自粛等～」と記述がありますが、何を以って自粛とみなすのですか？また、“等”という曖昧な言葉が指す“自粛以外”のものは何を定義していますか？既に現行法や各業界でゾーニングを実施されており、各社各業界が既に自助努力を行っているのに、都は何を根拠に“自粛”とやらを更に求めようというのですか？

昭和44年11月26日付けで、最高裁大法廷が「博多駅テレビフィルム提出命令事件」について示した決定には、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである」とあります。「国政」は「都政」とも換言可能です。この最高裁の決定に、「マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由」という概念は、真っ向から対立します。表現される側の人権に配慮するという名目で、政治権力が報じるべき情報を区分けする、いわば検閲行為を正当化するものであるからです。長じれば、メディアの自主規制に繋がることは自明と言えるでしょう。言わずもがなですが、多くの人々が不快にならず、傷つかない表現を模索することは非常に重要です。そのためには、万人に内心の自由が認められ、意見を述べ、互いに語り合える環境が欠かせません。しかしながら「基本計画関係」の考え方は、「表現される側」に一方的に理があるとするものです。結果として、当事者にとって不都合な立場は否定され、表明すらままならなくなってしまいます。結果的に、社会の健全性が損なわれることになるのではないのでしょうか、この意味で、今回の都の方針は、健全な社会のあり方を脅かしかねない、危ういものと考えます。

「性・暴力表現に接しない自由」とは「見たくない物は単純に、自分から見ないようにすればいい」個人の判断のレベルでの問題であると思います。そもそも表現の倫理性は時代や社会によって異なり、性に関する考え方も昭和から令和まで全く異なる物です。それを上記のような曖昧な言葉で規制をかけるとなると東京都ではイラスト、漫画、小説、様々な媒体を超えて表現が委縮される、または出来なくなると考えられます。最高裁昭和63年12月20日第3小法廷判決 商業宣伝放送差止等請求事件 (判例時報1302号94頁) においては「不快を理由にした表現規制は認められない」とする最高裁判例があります。法律を用いて業務を行う東京都が曖昧な、不快感という感情に基づいて表現の自由という最も守るべき人権を侵そうとしている事に驚きを隠せません。残念ながら万人が好きな表現というものはこの世に存在せず、嫌いな表現を見つけた場合は我慢し許容しなくては表現や言論の自由など簡単に脅かされることとなります。東京都には考えを改め、下記該当箇所に関して撤回をしていただきたいです。

憲法・第21条に反しているのではないのでしょうか？自粛を促すとありますが、そんな方針を打ち出すだけでも“半強制”となりうる影響力があることはお分かりでしょう。快・不快を基準にしてしまうと幾らでも矛盾が生じます。

『○ 表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。』という項について、削除ないし、慎重な再考をなされた上での修正を要請いたします。理由を以下に述べます。

私は『表現される側の人権』『性・暴力表現に接しない自由』『不快な表現に接しない自由』という文に違和感を感じました。「表現の自由」については日本国憲法 第21条により規定がなされていますが、上記のような文言は規定が見受けられません。また、万人が不快に感じない表現をすること、或いは各人が不快に感じないもののみ接することのできる環境づくりというのは、不可能だと私は考えます。不快に感じるか否か、これは人によって感性・価値観・経験などで大きく異なってきます。それら全てに対応することのできる表現はありません。これにつきましては、はっきりと断言いたします。「明らかに不快」のボーダーは曖昧で、上がってきた声によって次々と規制の連鎖が起こってしまい、たとえ多くの人がソフトな表現と感じるものでも規制がかかってしまうことが予想されます。私はそれが健全な社会とは思えません。あくまで個々人が、自らが不快に感じる表現に接しないよう努めるべきだと私は考えます。また人の「感じ方」を厳正に調べることはできませんから、この『不快な表現に接しない自由』という文章はひとりの恣意的な規制の要請によって、大多数に支持されていた表現が禁じられてしまう危険も秘めているのです。無論、不快な表現に接してしまった方が声を上げることができる自由は保証すべきです。しかしそれはいかなれば「表現される側の“表現の自由”」であり、『表現される側の』『不快な表現に接しない自由』ではありません。昨今『表現』は主に漫画・アニメ・イラストレーションや映画等、東京都・ひいては日本にとって、文化的側面を担う重要な存在となりました。そのため、その規制に繋がりがかねない項につきましては、何卒慎重な議論を重ねていただきたいと存じます。

○ 表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。

「不快な表現に接しない自由」とありますが、その快・不快の感覚とは個人が持つものであり、個人の意思で快・不快を選択出来る事が正常であると考えます。他者が不快と感じても別の他者はそう感じない事もあり得ます。ここで言う「不快」は誰が決めるのでしょうか。どんな表現であってもそれを目にした全員に「不快」と感じさせないのは不可能です。もしも「誰かが不快と感じたらそれは不快」として「配慮」が求められるのであれば実質的に表現する側の「表現の自由」は無視されてしまうのでしょうか。ここで述べられている「不快な表現に接しない自由」という物に対して「表現する自由」が明らかに不自由を強いられる事になり、バランスが取れていないと考えています。もちろん、現在の法律に違反する表現の内容であればそれは法に則り処分されるべきと考えますし、更に報道・映像・出版の各業界・各社において設定されている倫理規定・コンプライアンスにより適正に処置がなされていると考えております。今回の文言で不安を感じるのが、この「不快」という非常に漠然とした表現を利用してしまい悪意の元で恣意的に「配慮」を強要されてしまう事により表現する側が委縮してしまう事です。東京都は都道府県の中でも非常に影響力をお持ちかと思えます。この文言がなし崩し的に全国にも普及してしまう事は憲法で約束された「表現の自由」を無視してしまう前例を作りかねないことになると思い、非常に憂慮しております。次に下記部分に関しての意見となります。

○ グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切です。

憲法にある「表現の自由」が堅実に守られている日本において「性・暴力表現」が諸外国と比べて自由度が非常に高く、それ故に「表現の自由」がそもそも約束されていなかったり、限定されている諸外国からの非難を受ける事も多いかと思えます。

しかし、現在の日本において「名作」として海外でも評価される文学作品、映像作品、とりわけアニメ作品、テレビゲームなどが大きく成長したのは根底に「表現の自由」がある事が大きいと考えております。

「配偶者暴力対策」なる事例防止との因果関係が科学的に立証されてもいない「仮想世界の表現物」を公共空間から制限排除する等という考え方は、ただでさえコロナ禍で困窮している表現活動に従事するクリエイター等の仕事を徒に奪い、委縮させるだけのマイナス効果しか生まず、逆に社会情勢の不安定を助長させるだけです。そもそも「不快な表現に接しない自由」とは何でしょうか。「不快」に思うものは人それぞれであり、その意思を全て汲んでいたら公共空間を無味乾燥に真っ黒く塗す以外にありません。特定のバイアスの掛かった主張だけが「不快な表現に接しない自由」を優先させるならば社会に不公平感を助長し、それこそ不満を内在させて逆に性暴力の捌け口を現実社会に噴出させる口実を与える危険性すらあります。現実には存在しない「バーチャル」な表現物規制は現実世界の「性暴力防止」にはまったく効果なく、徒に表現活動の委縮しか生まず、実在する女性と子供の権利保護には無関心な「過激自称フェミニスト」を増長加勢させるだけで、社会分断を生む火種にしかなりません。早急にこのような表現規制条項は削除すべきです。

恣意的な拡大解釈により、いわゆる「言ったもん勝ち」のメディア、または、制作側へ一方的に責任を課す文言となっており一方的な圧力に利用される可能性がある文章になっていると思います。また、これまで培われてきたアニメ・漫画文化などの表現を不当に弾圧し、それだけでなく、アニメ・漫画と提携した産業を不当に攻撃する材料に使われかねません。上記のように、行き過ぎた表現規制につながると危惧され、「表現の自由を十分に尊重し」の文言が形骸化してしまうことが懸念されます。「不快な表現に接しない自由」などの文言は、つまるところ100%周囲へ配慮を強要するような内容に読めてしまいます(そうであるならそのように読める文章にするべきだと思います)。実在の人物や実写の創作など、心の傷に触れるものはあるかもしれませんがそれと当人が分け隔てられたものであることも事実(広告や漫画は創作なので)でありそれらも意図しない解釈で抑圧されるべき表現ではないと思います。

① 児童ポルノなど対象となる表現を世界的に合意のある明確な定義を用いるよう文言を変更していただきたいと思えます(恣意的な運用を防ぐため)。※児童ポルノは実在の人間を対象とし、いわゆる二次元は対象としないとする「用語」である点にも留意いただきたいと思えます。

② 「不快な表現に接しない自由」との文言を削除し、また、「表現される側の人」はアニメ等二次元の表現ではなく実在する人間への「性・暴力表現」に限定するなど定義や適用範囲が明確になるように文言を修正していただきたいと思えます。(言ったもん勝ち・恣意的な運用を防ぐため)

「表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。」について

表現される側の人権、すなわち表現された当人の人権は最大限尊重されるべきである。そのため、本人が納得した上で合法的に公開された表現についても同様に最大限尊重されるべきであり、第三者の快不快といった主観によって表現の自由をはじめとした人権が侵害されるようなことはあってはならない。また、非実在青少年の表現についても同様に、合法的な範囲での表現については快不快に関わらず許容されるべきものであり、受け手側の不快な表現に接しない自由について行政が特筆するべきではないため、項目の削除を強く要望する。

「グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切です。」について

ドラマやアニメなど創作物での表現が萎縮する可能性が否定できないため、「リベンジポルノを始めとした実在する人物への性・暴力表現」といった文言への差し替え、または当項目自体の削除を強く求める。リベンジポルノを始めとした実在する人物への性・暴力表現については、国際的な視点を持つまでも無く厳正に対処されるべきものであるが、合法的な性・暴力表現についてどのような視点を大切にすることは表現・創作活動者が決めるべきであって行政が重要な視点を示すべきではない。

当項目を削除しない場合、「国際的な視点」が具体的に何を指しているのかが極めて不明瞭であるため、国際的な視点の詳細を記述すべきである。

「メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促すことが必要です。」について

民間事業者や個人クリエイター・アーティストの過剰な表現の萎縮を招く可能性があるため不適切である。具体的には、「メディア事業者自身による”違法な※”暴力・性表現の自粛等、自主的な取組を促すことが必要です。」など客観的な指標に基づく文言への差し替えを強く要望する。

※ここでの「違法な」とは私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律やわいせつ物頒布等の罪違反などを指す

「表現される側の人権」への配慮については、現在生存する人物に限られた問題であり、創作物などの問題ではないことを明確にすべきである。「性・暴力表現に接しない自由」への配慮については、「接しない選択をする自由」でなくてはならず、「表現をさせない自由」ではないことを明示すべきである。接しない自由についても、表現の自由の問題と関連して、人権と人権との衝突の問題であることを明確にすべきである。「マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由」への配慮については、マスメディアによる政権批判や公共空間において政治的な主張等を行うことを行政が一方的に否定できる危険をはらんでおり、この項目は削除すべきである。また、本項は「配偶者暴力対策」とは直接的な関係はなく本来は削除されるべきである。

「性・暴力表現について国際的な視点を持つ」については「国際的な視点」とは具体的にどの国のどのような人々の意見であるか明示して検討する必要がある。また、国外の特定の人々の意見や考え方を、日本国民の意思を踏まえずに採用するべきではない。また、着物を欧米人が着ることを「文化の盗用」と非難されることがあるように、国際的な価値観と日本国民の一般的な価値観が異なることがあることや、外国人にとって日本文化の価値観が残された日本こそが期待される日本像である可能性が高いことも理解するべきである。また、本項は「配偶者暴力対策」とは直接的な関係はなく削除されるべきである。

「V 性・暴力表現への対応」の冒頭では表現の自由を守ると述べる一方、行政が自粛を促すことは矛盾しており、本項を削除すべきである。違法でない「暴力や性表現」について行政が自粛を求めることは検閲にも繋がりがねず、都の計画において述べるべきではない。また、本項は「配偶者暴力対策」とは直接的な関係はないことから削除されるべきである。

そもそも不快な表現に接しない自由とは何でしょうか？360度どこを見ても不快な表現…なんてことはないと思いますし、音や声などによるものならばイヤホンをつけ自分の好きな音楽を聴く等 避ける方法は存在します。国際的な視点についても日本国内に様々な考えがあるように海外から訪れる方も皆違った考えを持ち、同じものを見ても違った感想を抱くと考えられます。他の国に合わせた結果、訪れた外国人の方々が日本に魅力を感じないとなる可能性もありうるかと思えます。

取組の方向性にある『メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等～』

私はこれ以上の表現の自粛・規制は必要ないと考えます。何を見るか、何を見せるかは本人やその保護者が判断することだと思いますし、不快だと感じる者が多いものは規制するまでもなく消えていくと考えます。

もし実際に自粛を呼びかけたり規制をするならば基準をある程度明確にすべきです。基準が無かったり曖昧な状態で自粛や規制は表現の自由を奪う行為に繋がる危険性があります。明確な基準がない状態では規制すべきという人間と規制すべきではないという人間の対立が激化し、様々なコンテンツで炎上する危険性が更に高まります。

「公共空間」自体非常に広範囲に渡る定義を民間によってされかねず、ましてや「不快」と曖昧かつ人それぞれ不快に感じるものが違うことを念頭に入れずに安易に導入すると、行政が主張、意見を一方的に封殺する危険性があるため、削除すべきです。また、グローバル化による国際的な視点についても海外では根拠、効果のない手法や恣意的な観点による一方的な文化の否定や、特定の意見の封殺等の事例も少なからず存在しており、それによって問題が深刻化したり趣旨から大きく異なる結果となっていることも少なくありません。そうした理由からも国外の特定の人々の意見や考え方を、日本国民の意思を踏まえずに採用するべきではありません。また、本項は「配偶者暴力対策」とは直接的な関係無いことですので削除されるべきです。

該当文言の削除を強く進言致します。今回進言させて頂いた理由は3点。

1点目は当該文言が「配偶者暴力対策」に合致しない点。当該文言に言及されている表現について、性暴力との相関関係が示されるデータがないにも関わらず、さも関係性があるかのように記載されている事に強い懸念を表明致します。当該文言は客観的データに基いた内容ではない為、本件主題である「配偶者暴力対策」としては不適格であると考えます。

2点目は当該文言があまりにも主観的観点から論じられ得ないテーマとなっている為です。当該文言中の「不快な表現」という記述に対して、どういったプロセスでジャッジするのかが明確化されておらず、非常に危険な記載と言わざるを得ません。また、「不快な表現」というもの自体があまりにも個人の感性に委ねすぎる判定基準であり、恣意的運用にも繋がりがかねないと考えます。

3点目はそもそもこの文言自体が憲法違反にあたると考えられる点。[現状・課題]において、「表現の自由を十分に尊重しつつ」との一文が盛り込まれているものの、その後の文章には表現者に対する自制を呼びかける内容が続いている為、ソフトに表現の自由を縛る意図があると思われます。この自制を呼びかける事自体が表現者への弾圧であり、表現の自由に対する冒涇となる為、当該文言は憲法違反として即刻削除すべきと思われる。

性・暴力表現が、男女平等に関係する根拠がありません。エビデンスの無い、担当者の個人的な思い込みで条例を作るのは間違っています。よって、「東京都男女平等参画基本条例」関連として、V 性・暴力表現等への対応そのものが不要です。マスメディアといっても、公共のTV放送から、プライベート空間で行われる同人誌即売会のようなものまで様々です。それを十把一絡げに条例で規制するのは無茶苦茶です。全世界で統一された「国際的な視点」などありません。ここは日本です。日本人の感性に合わせたルールであるべきです。

暴力根絶やグローバルによる表現規制に反対します。まず、何を以て不快な表現なのでしょう？何でもかんでも不快という理由で規制したら、メディアそのものが萎縮する原因になりかねません。下手をすればドラマやバラエティも衰退すると思います。何でも禁止にばかりしていたらいずれは経済にも影響を及ぼすでしょう。それに、表現を規制している国では性犯罪や子供の誘拐も多いです。暴力根絶に関しても規制ばかりしたところで100%暴力がなくなるとは思えません。現にいじめとかだつてなくなつてませんよね？子供の人権がどう言うなら政府で相談とかしてあげたりすればいいんじゃないですか？

「性・暴力表現に接しない自由」「不快な表現に接しない自由」といった不明瞭な概念によって、表現の自由が制限されることを示唆した内容になっております。これら「自由」と呼称されたものは、昨今インターネット上でこれを提唱する者もおりますが、何ら学術的根拠に基づかない曖昧な概念です。加えて、万人にとって不快でない、あるいは何らの負の影響も与えない表現など存在しません。したがって、特定の表現に対してその不快さを理由に「配慮」を求めることが認められた社会は、いかなる表現も薄弱な理由によって排除の対象になりうる危険性を孕んだものにほかなりません。なお、不快を理由にした表現規制が認められないことは、最高裁によって判示されてもおります(最高裁昭和63年12月20日第3小法廷判決)。

「表現される側の人権」との表現がありますが、非実在のキャラクターには人権が存在しないことを明確にし、実在の人物における「表現される側の人権」と混同されて「表現の自由」の人権侵害が起こらないようにすべきです。また、実在の人物と非実在のキャラクターを混同して語ることは、現実とフィクションの線引きができていないという問題や、実在の人物に関する諸問題をフィクションと同列に扱ってしまうという、現代の価値観、倫理観から大きく外れた人権侵害的な問題を含んでいるということを認識すべきです。

『表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由』は自由ではなく、一定の配慮が必要と表すのが適切だと感じました。どこまでを公共性とするかの十分な議論がなく、クレームに対しても検討がなされることなく、様々な表現が撤回されることが正義になることを強く危惧します。これは、いま問題となっているキャンセルカルチャーを促進することにも繋がります。この一文は削除するのが適切だと考えます。

次に『グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切です』という部分に関しても問題があると考えます。この一文は削除するのが適切だと考えます。海外という基準が外圧的な考え方である上に、定義が曖昧です。日本が承認している195カ国の何を基準とするか。来日人数なのか、人口なのか、または宗教の信者数から割合を算出するのか、『外国』というくくりが、恣意的に選択する以上の意味を持っていません。不倫を重罪とする国もあれば、無修正のポルノ雑誌やビデオが売られている国もあります。他国や他宗教の倫理観を日本に合わせるというのが間違っています。日本国内の文化として醸成されてきた作品や合意を諸外国に向けてという理由で制限や規制するのは、それを担ってきた人々を蔑ろにする行為であり容認されるべきものではないと考えます。日本の文化を発展させていくことにも目を向け、一部の人々が不快に感じる表現であっても存在することを容認し、文化発展の裾野として認められることを切に願います。

現状課題についてですが、そもそも接しない自由を理由に接する自由を侵害する内容にしかなくない点
は問題だと考えます。表現の自由に限らず、各人が自由に行動した場合、必ず不快になる人は登場します。これに配慮するならば、何も出来ません。個人的には、こな部分は全てなくなってもいいと感じるくらい、自由への侵害の内容になっていると考えます。

また、グローバル化を取り上げ、外国人への配慮を謳っておられますが、その視点を持つことは大切かもしれませんが、そのことにより日本にある表現等が歪められることがあってはならないため、このことが規制や抗議の理由とならないように配慮した文言にする必要があると考えます。

次に取組についてですが、事業者に自主的な取組を促すとは何を言っているか理解して書かれていますか？取組を促した時点で、全く自主的ではありません。個人的には、自主的な取組は必要だと考えてはいますが、それを文言として記載することは既に抑圧以外のなにものでもありません。

全体を通してになりますが、不快なものに触れたくないということは理解します。しかしながら、それを理由につくられてはならないとなつてはいけません。法に反しない限り、それは自由であるべきです。そして、あまりに不快であるならば、そのときに社会全体が声をあげ、抗議すべきことです。つくられる、公になる前に、それが不適切と判断することはそれを判断する人の傲慢でしかないと考えます。ガイドライン等の作成は、文言の選定など難しくあるとは思いますが、耳触りのいい言葉を並べるのではなく、各人の権利を最大限に尊重できるような内容にしていただければと思います。

表現の自由を尊重しつつ、不快な表現に接しない自由って何ですか。誰にとって、どんな不快なんですか。既にゾーニングも出版社の自主規制もかなり深刻なのに、これ以上どこをどう規制するのでしょうか。また、性・暴力表現についての国際的な視点とはどのようなものですか。刑法175条を廃止して性器の無修正を基本にしてくれるのでしょうか。国際的という曖昧で抽象的な概念で安易に憲法21条の解釈を歪めないでください

意見①

不快な表現もまた大前提として表現の自由が確立した上で成り立つものである。従って「表現の自由を十分に尊重しつつ」のような、何をもって十分なのかかわからない曖昧な書き方ではなく「表現の自由を優先しつつ」とし、「不快な表現」と同等ではなく優先を明確化する書き方にしてほしい。

意見②

国際的な視点が大切であることは理解できるが、「国際的な視点を持つこと」という書き方では基準が大雑把すぎる。この基準を具体化すると少数の外国人の顔色を気にするような事態を招く恐れがあるので削除してほしい。

日本より性暴力なんが多い海外に合わせる意味がわからない

表現される側の人権や性・暴力・不快な表現に接しない自由に配慮する必要がある、との旨がありますが、これは“個人の不快を理由とした表現規制は認められない”ことを完全に無視した主張です。全文を削除すべきです。繰り返しになりますが、“不快になったのなら憲法で保護されている他者の人権を侵害してもよい”というのは、きわめて自己本位的で幼稚な思考であり、単なるわがままにすぎません。そのような不遜な考えのどこが『表現の自由を十分に尊重し』ているのでしょうか？このような浅慮が『基本的考え方』などとされてしまうのは、今後の日本社会にとって非常に危険といえます。

性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切、との旨がありますが、これは昨今の犯罪統計を鑑みるに意味をなさないものと考えられます。削除を視野に入れておいた方がよいでしょう。

確かに、多角的に物事を見るのは大切です。しかし統計的に、欧州・米国など諸外国の性犯罪率は、我が国の数倍から数十倍にのぼります。殺人等の凶悪犯罪においても同様です。そのような国々の視点を取り入れて事態の好転につながるかと言われれば、全くもって怪しいと言わざるをえません。

暴力や性表現の自粛等を促すことが必要、との旨がありますが、これも広範かつ恣意的な表現規制につながる危険を孕みます。“特定個人の人権を明確に侵害するような表現の自粛等～”などとすべきです。

「表現の自由を十分に尊重しつつ表現を規制しましょう」と矛盾した事を言っているように読める。「表現に接しない自由がある」が「だからこういう表現をさせないようにしよう」に繋がるようなことは決してあってはならない。これはあくまで「受け手側当人が表現に接しないことを選択できる自由」でなければならず、「表現をなくさせる自由」であってはならない。この区別を明確にし、本文中にも明記しておくべきである。そもそも表現の受け手の置かれた立場は多種多様であり、どんな表現であっても特定の誰かにとっては耐えられなく不快である。誰がどんな不快感を催すものであれば「表現に接しない自由」がトリガーされ、どんなものであればされないのか、どこにも基準は無いし判断はできない。「一人でも不快な人がいればNG」だとしたら、誰も何も表現することはできなくなってしまう。それができない以上、「接しない自由」はあくまで「受け手側当人が接しないことを選択できる自由」とどまっている必要がある。そもそも、現在は映像やゲームのレーティングや年齢制限がすでに十分に機能しており、これ以上の制限を設ける必要性は感じられない。

また、「マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由」への配慮については、マスメディアや公共空間における政治的な主張を権力側が「不快な表現」と断じて潰すことに使えてしまう。この項目は削除すべきである。

国際的な視点は大事だが、具体的に誰のどんな視点のことが明記されていない。単なる「欧米のキリスト教徒の言うことに従います」になってしまうべきではない。米国・欧州・中東・アジア諸国etcにそれぞれ異なる価値観を持つ人々が存在するのと同様、日本には日本の価値観があり、それを欧米キリスト教価値観の政治的正しさだけで上書きする事はそれこそ多様性に反する。それこそ、自国にない日本の価値観やコンテンツに惹かれて来日する外国人も多くなる(私の友人にもいる)。そういった人たちにとっては、日本が「国際的な視点」のために欧米と均一化した価値観となってしまうのは、むしろ魅力を損なうであろう。

“メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促すことが必要です。”

前項の“表現の自由を十分に尊重しつつ”と真っ向から矛盾する。そもそも促されてするのは自粛ではなく、事実上の規制である。違法なわけでもない表現について行政が自粛を求めることを都の計画において述べるべきではない。削除すべき。

上記全般について「配偶者暴力対策」の項目に本記述が含まれていることに不自然さを感じる。もっと率直に言ってしまうと、関連性の薄そうな見出しの下に目立たないよう埋もれさせてこっそり通してしまおうというような意図を感じてしまう。そうでない何らかの理由がある事を願いたい。

表明される側は再定義願いたい。グローバル化を叫んでおられるようですが、日本人は歴史的に性表現に関してはおおらかなものであると考えています。国際的な視点を持つことは大事だとは思いますが、国ごととは民族毎の多様性を認める事も、国際的な視点の継続的な発展の為に必要な視点だと思います。

不快な表現とはいったい誰が決めるのですか。基準が曖昧でいかようにも規制することができます。表現の自由が実質死に至るも同然です。

誰かにとって不快な表現は誰かにとっては心安らぐものであり、誰かにとって心安らぐ表現は誰かにとっては不快なものです。昨今では、全く問題のない表現ですら謂れのないクレームによって取り下げられたりする例が後を絶ちません。そもそも「ある表現」に接する、接しないは自分が目を背ければいいことです。行政機関がこのような表現規制を行うメッセージを発することは言語道断です。更に言えば「表現される側の人権」なんてものはフィクション(創作物)においては存在しません。本当に憲法や法律、国会答弁を理解・把握した上でこんなものを書いているのですか。いくら地方行政とはいえ正気の沙汰とは思えません。なぜわざわざ表現の自由などないに等しい海外に基準を合わせる必要がありますか。あらゆる宗教や性に関する表現規制がほとんどないからこそ日本のコンテンツには魅力があるのです。それを自分から潰して何になりましょうか。本当に行政がこのような表現規制の要求をして問題ないと思っているのですか。ふざけないでいただきたい。いい加減にしてください。自主的な取組などと責任転嫁する姿勢も非常に腹立たしいことこの上ありません。そもそも、公共の表現を不快だからと規制することはできないという判例がありますし、さらに言えば審議会ではこのような提言はなかったと聞いています。「V 性・暴力表現等への対応」におけるこれらの項目をすべて削除することを要求します。また、誰が恣意的にこのような文章を入れたのか、その経緯も含め公にすることを都民として求めます。

「公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う」との認識に対して、「不快な表現」についての定義や斯様な指摘を行う主体がまずもって不明確である。その定義づけ・認定方法等についての議論がなされていない段階でこうした方針を打ち出すことは、濫用の危険性を極めて強く孕むものであり、個人の主観に基づく指摘しか基準がない現状において表現の自由を侵害する懸念が高く、その「配慮」によって虐げられるものの発生が容易に想像できる以上、是認できるものではない。

また、既に多くの知識人が指摘しているとおり、グローバル化やインバウンドをはじめとした国際的な交流を行うのであれば日本の独自性を他国に理解させることも必要であり、単純に海外の基準に合わせれば良いというわけではない。

このような議論がなされること自体が90年代のであり、2020年代の今、グローバル社会において的を射ているものとは言いがたい。そもそもこうした議論は男女平等参画云々とは別次元であって、こうした場での議論自体が不適當である。

表現する側の人権を個人の快・不快で排除することを容認・強要する内容であり、個人の感性が尊重されるのであれば表現する側の人権、権利も最大限尊重されなければならない。これは実在しない創作上の人物などを含む創作活動全般に対する萎縮や内容の強要・妨害を招くものである。また、個人の多種多様な個人の感性に対して行政が指針を示すことや線引きを行うことは不可能であると同時に行うべきではない。最後に、日本国憲法第21条に真っ向から反する内容であり削除を求める。「国際的な視点」は非常に曖昧なものであると同時に統一性のあるものではなく国ごとに異なるものであること、また個人の感性によっても異なるものである。また、個人の感性によるのであれば創作者の表現の視点や内容も自由であり保障されてたものであることから、実在しない創作上の人物などを含む創作活動全般に対する萎縮や内容の強要・妨害を招く恐れがあることから削除を求める。大きな力を持つメディア事業者が自粛等を積極的に行うことを強要する内容であるともこれにより表現方法の強要や表現の場の縮小などの恐れがあり、個人事業者やクリエイターなどの表現の自由を侵害する行為であると言える。これは創作活動全般に対する萎縮や内容の強要・妨害を招く恐れがあることから、「違法な暴力や性表現の自粛」など客観的かつ根拠のある観点を持った内容に変えることを強く求める。

「性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由」に配慮するというのは誰の権利を守るのかということが明確ではありません。ある性・暴力表現が存在した場合、大抵の場合その表現を見たい人と見たくない人が居るはずで、性・暴力表現に接するのが辛い方もいると思うので、配慮して欲しいと思う気持ちはとてもよく分かりますし、メディアでは既に一定程度の自主的な規制が行われているとも思いますが、自治体が恣意的な表現規制に繋がりがかねない曖昧な表現をすることは非常に問題だと思っております。人の価値観は多種多様であり、同じ表現物を見ても受け取る感情やメッセージは千差万別です。個人の権利を明確に侵害しない限り表現は自由であることが、結果的には個人個人の幸福と社会の多様性に繋がると考えています。また、文化は国ごとに違い、その差異が国際的な多様性に繋がっているため、安易に他国の価値観に迎合することは却って日本の文化を貧弱なものにしてしまうと懸念しています。以上の考えから以下の部分の削除をお願いいたします。

不快な表現って人それぞれです。不快に思う表現なんて人それぞれであって、一方の意見は聞き入れて一方の意見は聞き入れないというのは表現の自由を東京都が決めていることになり、不公平な社会になると考えます。どのような国も疑問に思う表現なんていくらでもあります、何でもかんでも国際的な視点と表現するのは欧米は発展していて我々は劣っているという「西高東低の思想」のきらいがあり不快です。男女平等とか青少年とかの話になると、すぐに表現物の規制を盛り込もうとしています、明治時代の軍国主義とか中国共産党のような政治体制を築くことを目標にしているのか？と疑問に思ってきます。

「グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人」は配偶者になら関係があるように考えられず、事項に盛り込むには不適切です。

東京オリンピックの開催、即ち外国人が多数来日するのを前提とした意見だと私は読み取りました。この点だけでもこの記述が現時点でふさわしくないといえます。しかし、国際的という点についてももう少し述べさせていただきます。相手が許容しない事柄に即座に応じて己も制限をかけるのが国際的なのでしょうか。言い換えるなら、相手の価値観にただ迎合するのが国際的なのでしょうか。私は違うと思います。相手の価値観と異なる面を取り入れることが本当に自分たちの社会のためになるのか、まず討議するべきなのではないでしょうか。その上で納得して相手の価値観に合わせるのであれば、それは我々の社会のためでもある、という意味で理解できます。しかし、この文言に対しては徹底して話し合われた記録がなく、ただ意見が採用されて批判も無かったために現在も残っているのだと思います。相手から性・暴力に限らず表現を批判されたのなら、まず為すべきことは説明です。我々の社会では実害が無いからこれらの表現が許容されていることを表明することです。それが、我々の表現、ひいては価値観を維持するために必要なことだと感じます。国際的とは、相手の価値観にひれ伏すことではなく、相手の価値観の存在を尊重することとともに、己の価値観の存在もまた尊重し、その価値観を消されないよう深く考察した上で守り抜き、世界で渡り合っていくことだと思います。

なお、外国人の視点を表現の許容度の一要素とするなら、国内のある表現に反対する勢力が、外国人を雇うなり騙るなりして、つまり外国人経由で意見を表明する可能性があります。つまり、都はその意見が純粋にその外国人の意見か、それとも陰に誰かいるのか、調査・判別を要しなければならない、ということをつけ加えておきます。

メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促す政策に断固反対します。そもそも、現状認識の「表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。」とありますが、不快な表現に接しないのは自由ではなく、不快を理由に表現の自由を封殺しないことこそ自由です。よって、当該報告書のように「メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促す」ことは国家の権力を背景とした表現の自由への圧力にほかならず、憲法や自由主義国家の理念にも違反しています。

「暴力や性表現の自粛等、自主的な取組みを促す」という時点で、優越的権利として保障されている表現の自由を侵害していると思います。確かにマスメディアや公共空間に不快に感じる表現はありますが、それについては受忍限度の問題であり「不快な表現に接しない自由」はその範囲内です。この受忍限度という概念から考えれば、我慢ならないこと、嫌悪感を催すモノでも、容易に避ける手段があるなら相当広範囲に認められるべきだと私は考えます。もちろん、成人向けの表現等が公的な場に無秩序にあること自体は可とは言えないため、現時点でも行っているゾーニング等は必要です。(ゾーニングで人目から隠すのと、表現自粛で間接的に存在自体を不許可にすることは大きな違いがあると思います)また、この不快に思った表現を自粛させるという姿勢は際限なく広がる危険性もあります。万が一、今回のことが激化していった場合に表現文化が息絶えてしまうことを私は危惧しています。そもそも万人が好きな表現というものはこの世に存在せず、嫌いな表現を見つけた場合は我慢し許容しなくては表現や言論の自由など簡単に脅かされることとなります。

内容が曖昧であり憲法第21条に規定された表現の自由を侵害する危険性が高いので、「表現される側の人権」への配慮とはあくまで実在する人物の人権に対する配慮で有る事、「性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由」に対する配慮とはあくまで「表現に接する側が選択する自由」であり「表現を無くす・規制する自由」では無い事を明記するべきである。「性・暴力表現について国際的な視点」とは具体的にどの様な視点なのか明示するべきである。又、「性・暴力表現」の許容できる範囲に関しては、各地域や国家の文化・宗教・風習・歴史等に強く影響を受けて形成されるものであるもので、いたずらに他の地域や国家の感覚や意見を取り入れるべきではないと考えます。違法では無い表現を行政がメディア事業者に自粛するように促す事は検閲に当たる可能性が高く、憲法第21条に規定された表現の自由を侵害する事になるので、当該文章は削除するべきである。

「マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由」という記載があるが、不快な表現というのは著しく範囲が広く、また個人差が大きい。また「不快な表現」という非常に主観的な基準を元にして、何ら根拠なく政策を展開することは、まったく正当性がない。現在行われている表現活動と、その流通は、全く法に則って行われており、一方的な規制を受ける謂れはない。規制を受ける性・暴力表現が、そもそも一般の人々にとって不快な表現であるかも分かっていない。それらについて正確な科学的調査と分析を行ってから計画に盛り込むべきであり、単なる仮説に従って行政が動くことは許されない。更に、暴力や性表現を描写したい人間と、それを見ようとする人間がいて表現活動がなされているのであり、それらの人々の表現の自由や見たいものを見る自由を侵害してまで、「不快な表現に接しない自由」を優先する蓋然性は存在しない。一方の人権を侵害して他方の人権を侵害することは非常に重大な政治的判断であり、自治体官僚の一存、あるいは行政で決めていいことではなく、最高裁による判決が必要である。そもそも表現する自由が憲法21条で保障されているのに対して、「不快な表現に接しない自由」は憲法上で存在しない自由である。多様な文化的背景を持つ多様な人間が多様な営みを行う社会において、～が不快だから、という理由で何かに規制を掛けることは非寛容であり、一種の差別的な政策である。物理的・精神的に明確な損害を受けるのであれば表現や行動の自由を侵害することは許されない、特に行政は尚更である。「表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由」という文言については、「表現される側」というのが曖昧である。表現されている特定の個人の人権は重要であり、また本人が嫌がっており、しかも何ら法的な違反を犯していないのに表現されるのは(いわゆる「有名人」を除いては)違法である。しかし性別・人種・宗教などの特定のアイデンティティ的属性を対象として、それらを一概に「表現される側」とすることは非常に乱暴である。しかも人間は複数のアイデンティティ的属性を有するのであり、そのうちの幾つかを選択的に選んで、「表現される側」と括弧することも非常に恣意的である。特定のアイデンティティを対象とする明確な差別的意図が認められない表現については何ら規制を行うべきではない。次に、「国際的な視点」とは何かまったく明示されていない。国際社会は、厳格な非禁欲的な社会から性・暴力の表現に対する規範一切が存在しない社会まで非常に多様性に富んでいる。そのため、「国際的な視点」というのは意味をなさない曖昧な用語であり、実際には行政が恣意的に「国際的な視点」を設定して運用することになりうる。もし本当に国際的な視点を導入するならば、それは最低限度のものである必要があり、今以上の表現の自由が求められるだろう。また、日本にきたならば日本の規範に従って行動することが大前提であって、来日する外国人のために規範そのものを変更することは間違っている。日本の規範に従えない外国人を来日させる意味はない。そもそも日本の性・暴力的表現は、非成人向け・一般向けの作品内では西欧社会に比べて少なく、一般向けの作品の中での性・暴力的表現を拡大させることが「国際的な視点」と主張することも論理的ではないか。最後に、「自主的な取組を促す」こと自体が、一種のラベリングであり、自主的ではなく、事実上の強制である。明らかな人権の侵害や法の違反がない限り、行政が文化的活動に対して介入することは許されない。以上のことから、対象の文言を削除し、該当箇所の記述に携わった東京都公務員は表現の自由について研修を受けるべきである、と意見する。

「不快な表現に接しない自由」とは、具体的に何を指しての文言なのでしょう。芸術に限らず、言論や意志表明といった表現行為そのものが、得てして既存の社会に対してある種の問題提起を含むことのあるものであり、それ故に結果として一部の受け手に対し、ある種の不快感や、居心地の悪さといったものを惹起し、突き付けるものでもあります。具体的な被害や名誉を棄損される立場の者がいる場合、個人的名誉の保護や然るべき法的な規制、配慮が必要となることは当然ではありますが、「不快である」ことを理由に表現行為そのものを制限しうることになるとすれば、表現のみならず、自由な議論や問題提起といった、自由権そのものの場を失いかねません。条文にはそうした問題に一定の配慮を示すため、前置きにて「表現の自由を十分に尊重しつつ」との文面がありますが、「メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促すことが必要」とあり、「不快」という不透明な基準を用いて、行政が事業者自身による自主規制を期待し促すことを、暗に良しとするとも受け止められかねない文言が続きます。自主規制が事前抑制の態様である以上、その自主規制基準は「厳格かつ明確な基準」であるべきであり、そうでなければ事業者が表現の自由に対して萎縮的になることで、結果として表現者個人に対しても、過度に表現の自由を侵害する事になります。公共性と表現の自由の問題は、広く世論の理解や支持に訴え委ねるべき事であり、行政による指導にはそぐわず、今回のように曖昧で、しかも「不快」という不透明な基準を用いて抑制規制を働きかけることは、かえって自由で健全な社会的議論と啓発の機会を損ねると考えます。よって削除を求めます。

フィクションの暴力や性表現は、現実のDV・児童虐待や性犯罪との関係が曖昧であり、フィクションを含めて規制・自粛圧力を掛けることは乱暴が過ぎます。また、このような曖昧な理由づけで表現規制を認めてしまえば、恋愛モノや戦闘描写のあるファンタジー漫画なども含め、誰かが気に入らない創作物をいつでも禁止し排除できる社会となり、日本の文化の衰退につながると考えます。因果関係が立証できない「フィクションの表現」を侵害することは決して許されないことだと考えます。どうか現実の犯罪を防ぐための努力は続けつつ、関係のない表現規制を行わないようお願い致します。

表現される側の人権、すなわち表現された当人の人権は最大限尊重されるべきである。そのため、当人が納得した上で合法的に公開された表現についても同様に最大限尊重されるべきであり、第三者の快不快といった主観によって表現の自由をはじめとした人権が侵害されるようなことはあってはならない。また、非実在青少年の表現についても同様に、合法的な範囲での表現については快不快に関わらず許容されるべきものであり、受け手側の不快な表現に接しない自由について行政が特筆するべきではないため、項目の削除を強く要望する。

「グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切です。」について

上記文言ではドラマやアニメなど創作物での表現が萎縮する可能性が否定できないため、「リベンジポルノを始めとした実在する人物への性・暴力表現」といった文言への差し替え、または当項目自体の削除を強く求める。リベンジポルノを始めとした実在する人物への性・暴力表現については、国際的な視点を持つまでも無く厳正に対処されるべきものであるが、合法的な性・暴力表現についてどのような視点を大切にすることは表現・創作活動者が決めるべきであって行政が重要な視点を示すべきではない。当項目を削除しない場合、「国際的な視点」が具体的に何を指しているのかが極めて不明瞭であるため、国際的な視点の詳細を記述するべきである。

■ 取組の方向性

「メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促すことが必要です。」について

上記文言は、民間事業者や個人クリエイター・アーティストの過剰な表現の萎縮を招く可能性があるため不適切である。具体的には、「メディア事業者自身による”違法な”暴力・性表現の自粛等、自主的な取組を促すことが必要です。」など客観的な指標に基づく文言への差し替えを強く要望する。※ここでの「違法な」とは私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律やわいせつ物頒布等の罪違反などを指す

我が国は憲法第21条にて言論の自由・表現の自由を保証しているが、当然ながら万人に受け入れられる言論や表現というものには存在し得ない。その為、仮に不快な言論・表現に接したとしても、その存在自体を否定することはできないのでそれを尊重しなければならず、我慢し黙して目を背ける事が必要である。批判する事自体は自由であるものの、不快な言論・表現を撤回させることを強要するならば憲法第21条はたやすく形骸化してしまうことになるが、本項目の最初に書かれている文言は文字通り憲法を形骸化させるだけに留まらず、言論や表現が適切か否かというものに個人的な感情論を持ち込む事を行政が容認するようなものであり、極めて不埒である。そもそも快・不快という感情は個々人の価値観、思想といった主観によっていくらかでも基準が変わるものであり、それは公共という言葉にも当てはまる。そんな明確ではないものに十分な配慮をするよう行政が旗を振れば、国内の言論・表現を著しく萎縮させることに繋がりがかねず断じて看過できない。現状・課題の認識について、議論の末にこのような結論に達したのであれば、審議会の委員に対し強く猛省を促さざるを得ない。また、性・暴力表現には国際的な視点を持つことが必要で、その根拠に来日外国人を挙げているが、根拠に乏しく具体的なエビデンスすら提示されていない。言論や表現物に対する規制は国民の自由権に関わるものであり、極めて冷静かつ丁寧な議論と検討が必要であることはもちろん、国ごとに違う文化や習俗といった多様性にも十分配慮すべきである。しかしながらこの指摘は、あたかも諸外国の対応が日本よりも優れているというような思い込みで端を発するとも取れる、考え方の押し付けであると断じざるを得ない。さらに取り組みの方向性については事業者自主規制、自粛を促すという時点で既に存在する青少年健全育成条例を飛び越えた規制圧力を狙っているとすら考えられる。配偶者暴力の対策を大幅に踏み越え、最早憲法にすら抵触、あるいは違反しかねない取り組みであり是正が必要である。よって現状・課題項目内の二つ目まで、取り組みの方向性項目の一つ目を削除することはもちろん、言論や表現の自由を制限・自主規制させれば男女平等社会に資するといった短絡的・感情的発想を厳に慎むべきである。また第一部「基本的な考え方」の「3暴力のない社会の実現に向けて」の二項目目についても、「フィクションと現実を混同せず表現の自由について最大限配慮する」という文言を加えるべきである。

表現される側の人権とは、肖像権や著作権などを指すのか？「表現の自由」は憲法にも明文化されているのに対し、具体性のない「表現される側の自由」というものを同列に並べることは不相当と感ぜられる。同列に扱わない、あるいは法文で明記されている表現への訂正が必要と考える。あくまで日本のことでありながら他国の法律に従うという意味なのか？不明瞭。

自主規制、自粛はあくまで行う側の主体によるものであり、「行政が求める自主規制」は「行政による規制」と同義である。言葉遊びは不適切と考えられる。新型コロナウイルス対策に於いても、法的な強制ができないゆえの「行政による自粛要請」が批判されていたのは記憶に新しい。

不快に思う、性的・暴力的に判断するラインは、人によって大きく差異があり、皆が不快に接しないというのは不可能に近いと判断します。行政が一部の組織・団体の判断で一方向的に規制を働きかけることは、日本国憲法思想・良心の自由を侵害する行為と思われる。

○性・暴力表現が与える影響について

文部科学省ホームページより「青少年を取り巻くメディアと意識・行動に関する調査研究」では、分析の結果としては『ここまでの論文分析結果、及び有識者ヒアリング結果も踏まえると、ゲームを始めとするメディアの暴力・残虐表現が、その影響度については議論を残すものの、現時点においては青少年の攻撃性・攻撃行動等に何らかの影響を与えていることを完全に否定するのは難しいといえる。』としており、性・暴力表現は必ずしも悪影響とは断言できず、悪行であるかのようにメディアへ自主規制を促すのは不適切と思われます。

○「グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切です。」との認識に懸念がございます。現在、米国・欧州諸国を始めとする諸外国では、ポリティカル・コレクトネスを意識した政策が多く進んでいることは把握しておりますが、これを正しいと誰が言えるのでしょうか？また外国人の判断基準も、千差万別であり、一部の外国人意見を反映するのは偏見になる傾向になる懸念があり、また、文化の違いを認め合うのが多様性であり、欧米をはじめ諸外国の意識へ同調が絶対的であるとするのは不適切であると思われます。

「不快な表現に接しない自由」とありますが、これは表現の自由と両立し得ない事象になります。仮にこれを導入すると、次の二点で問題が発生します。まず一点目。

1.「誰も不快にならない表現など存在しない」にもかかわらず、2.「不快な表現に接しない自由」を認めてしまうと、3.「言った者勝ちになる社会」になり、そこには何もなくなる。そうなれば行きつく先はキャンセルカルチャーの飛び交う地獄絵図です。おそらく「アダルトコンテンツがなくなる」くらいで終わると考えているでしょうが、実際には、日本が誇るマンガ産業はおろか、小説、ドラマ、映画がなくなってしまい、ひいては経済が回らなくなる可能性が出てきます。これで誰が得するのでしょうか？

次に二点目

「公共空間」とありますが、これは誰が決めるのでしょうか。もし地方公共団体や公的機関が決めると憲法で禁止されている「表現の弾圧」に抵触する可能性があります。では、一般人が決めるのだとしても、その線引きはどこになるのでしょうか。例えば「本屋」は公共空間か私的空間のどちらになるのでしょうか。これは「多数の人が入れるから公共空間」という人もいれば「私有地なので私的空間」という人もいます。こうなると全員の「不快な表現に接しない自由」を守るために前者を基準とせざるを得ず、大体のミステリー小説が置けなくなります。そうなればミステリー小説をインターネットで販売することになりますが、インターネットでも公共空間かそうでないか人によって分かります。そうなると先ほどと同じ理論で「公共空間」とせざるを得ず、ミステリー小説はかなり面倒な手順を経ないと売れなくなります。こうなっても名目上はそうでなくとも「事実上の表現の弾圧」になってしまいます。

最後に三点目。

この文言の表現はどこまでを「表現」としているのでしょうか。たとえば、私たちが毎日着る服は広い目で見れば「表現」です。それはおろか、私たちが何気なく発する言葉、自分自身の容姿でさえ広義の「表現」にあたります。仮に表現の幅をこれくらいに広げてしまうと、「あなたの服のセンスのなさで私が不快になったから外に出ないで」「今の言葉がちょっと偉そうに聞こえたから取り消して」「お前はブサイクだから外に出るな」という、差別、偏見に基づく排除につながります。さすがにここまでの極端な例はないでしょうが、いくら「表現」の対象を狭めたところでこれはどうしても起こります。最後に、性的かそうでないかを問わず暴力を減らしたいがために事業者には自粛してもらいたいとのことですが、暴力表現や性表現が「暴力を助長」したかといわれるとかなり怪しい部分があります。というのも、インターネット普及で以前よりも格段に暴力表現に接しやすくなった現代において、統計的に犯罪が減少しているという事実があります。しかし、仮に「暴力を助長する」のであれば、この数字は激増していてもおかしくないでしょう。メディアに限らず事業者が暴力・性表現を自粛したところで本当に犯罪が減少するのと言われれば、疑問が尽きません。客観的証拠がないのに規制を求めてよいものなのでしょうか。それは「表現の弾圧」なのではないのでしょうか。そうであるならば、「多様性は自分が不快だと思うものも入っている」と教育したほうが建設的な案ではないのでしょうか。

<現状・課題>

「表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。」

<取組の方向性>

「メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促すことが必要です。」
についての賛成意見(6件)

反対意見も多く寄せられると思いますが、女性や子供をはじめとして「表現の自由」を錦の御旗にしたマスメディア・公共空間での「表現される側の人権を軽視した」表現による、パッシングや精神的なダメージは計り知れないものがあります。この記載については非常に重要だと思いますので、項目と記載を堅持いただくようお願いいたします。

現在、東京都男女平等参画推進総合計画について、一部男性「オタク」たちから、性的な表現を規制すべきではないとの声が上がっています。しかし、公共の場において意味や必要もなく女性が、肌もあらわな姿、下着や身体の部分を強調している表現が、公共の広告などに使用されるのは、女性をおとしめ、性的に利用してかまわないとの認識を広めるものではないかと危惧しています。私的な場、もしくはそれを好む人々々々に対してのアニメ・漫画・萌え表現物は規制すべきではないと思いますが、これが警察や役所、公共機関、企業で用いられるのは、慎重になってしかるべきです。現状、政治の場においても、生活の場においても、女性はマイノリティの立場です。男性ばかりが、政治や企業で決定権を持つ立場にあり、女性の意見は「お気持ち」として、ないがしろにされる傾向があります。男性の目を楽しませるための性的表現物を取り締まるべきではない、というのは、それこそ男性の「お気持ち」でしかありません。不快や恐怖を抱く女性の気持ちが反映されないことになります。コロナ禍でますます女性は弱い立場に置かれています。女性を守るためにも、東京都男女平等参画推進総合計画は、推進していくべきだと強く考えています。どうか、女性の意見を汲んでください。

男女平等参画推進総合計画改定に関するパブリックコメントで、特定箇所への批判意見が多く寄せられるであろうことについて意見をお送りします。「不快な表現に接しない自由」への反対意見が多くなり、結果としてバランスを欠いた意見集約になることを危惧して今回意見をお送りする次第です。なお、私の意見は、

・全体に穏当であり、現実に対応したものとなっている、というものです。

また、この表現規制に関わる私の基本的な意見は、

・この分野の問題解決は民間での自主的な取り組みが望ましいものの、

・表現の影響について市民の問題認識を高めるべく、行政には、性暴力等の人権侵害に光を当てつつ議論や研究の機会を増やす取り組みを期待するというものです。

原文の通り、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由がほしいです。私は、男性向けコンテンツにおける女性の描かれ方が苦痛に感じることも多いです。多くの場合、男性が喜びそうな服を着た美少女がたくさん出てきて、彼女らはろくな意思を持たず、競って男性から選ばれることを期待する発言をします。日本では長い間、ほとんどの女性は男性に経済的、精神的、社会的に依存せざるえず、「支える」ことが美德とされてきました。たくさんの女性の努力がみのり、ようやく女性も男性と対等に働き自立し始めた今の時代で、いまだに上記のような女性像を前面に出した広告等をメディアや公共の場で見かけることは苦痛でしかありません。

今からでも漫画や漫画調アニメ調のイラストについては締め付けを強化してほしい。配偶者暴力対策基本計画の「不快な表現に接しない自由」の項目に大いに賛成致します。自己の表現したいテーマのために性表現をどこまで用いるか推敲を繰り返し作品を作っているクリエイターにとっては表現の幅を狭めさせる要因を次々に作り出す敵でしかありません。青少年健全育成条例の性表現に関する内容も併せて厳しく見直してほしい。

とても素晴らしいと思います。特にマスメディア等での性的・暴力的表現等の配慮については、アヴェンジャーズ等のアクション映画における暴力表現、不倫ものドラマなどでの性的な表現、ニュース番組等での一部議員への持病に対する中傷や憶測で犯罪者扱いする暴力的報道を見るたびに不快に感じるとともに演者やコメンテーターが性的・暴力的な人間ではないかと思ってしまう。是非とも積極的な対応をお願いします。

(上記以外の箇所に対する)御意見

【意見】公的機関が発信する広報については、内閣府ガイドラインなどで「性的表現」を使わない旨規定されていますが、このことについての都庁内と都内自治体の理解を深めるためのガイドライン作成や研修を進めてください。(同趣旨他1件)

【理由】全国で公的機関の広報へのジェンダーに関わる問題が起きており、誤解も多いことから正しい知識が必要と考えます。

SNSやオンラインゲームで知り合って犯罪に巻き込まれるは表現の自由は無関係です。【知らない人に安易に合ってはいけない】くらいの話です(ネットリテラシーでの改善)

「オンラインゲームなどで知り合ったことがきっかけとなり、犯罪に巻き込まれる」とは何か。私の妹はオンラインゲームで知り合った相手と結婚し家庭を築いているし、友人もオンラインゲームを交流含め楽しんでいる。犯罪に巻き込まれない為には現実での人付き合いのスキルを学ぶように、SNSを含めたネットリテラシーを充実させてネットの向こうの人間との付き合い方を学ぶべきであって、決してオンラインゲームだけを槍玉に挙げて規制すべきものではない。教育の充実を捨て去り、そちらの方が手っ取り早く簡単だからと規制に舵を切るのは、世界中と繋がるネットに背を向け正に「国際的な」世界に逆行する行為ではないのか。

オンラインゲームなどで知り合ったことがきっかけとなり、犯罪に巻き込まれるケースもあります。について、オンラインゲームが犯罪を誘導する要素でない限りは、本項が不要と考えます。ゲームを規制したい、規制する論議の前段階としたいならば、反対します。

○ スマートフォンの普及により、SNSやアプリ等を活用して、インターネット上で、より手軽に様々な情報を手に入れたり、交友関係を広げたりすることができるようになりましたが、その反面、トラブルや犯罪に巻き込まれるケースも増えています。

○ オンラインゲームなどで知り合ったことがきっかけとなり、犯罪に巻き込まれるケースもあります。「オンラインゲーム」だけをことさら取り上げる理由は何でしょうか。オンラインゲームは、前述のインターネット利用の一部に過ぎず、これをことさら取り上げる理由が不明です。(同趣旨他5件)

「インターネット上、オンラインゲームなどにより犯罪に巻き込まれるケースがある」と記述がありますが、V表題との関連性を表す根拠が提示されていません。

この記述は、「ゲームやテレビばかりみていると馬鹿になる」と昭和の時代に躰と称されていた、大人が子供を押さえつける文言と同様のものではないでしょうか。

SNS上でのトラブルや犯罪行為は問題ですが、これを性暴力表現の項目で述べるのはおかしいのではないのでしょうか？

SNS上での誹謗中傷、ストーキング等の行為は「リアル」で起きている犯罪であり、創作物とは関係がありません。それとも、性暴力表現を無くせばSNSの問題が解決されるとお考えなのではないのでしょうか？ 後段にリベンジポルノ、リテラシーの確立等々を問題定義されていますが、本気で表現規制がこれらの問題を解決すると信じておられるのでしょうか？ (あたりまえの話ですがリベンジポルノは創作物ではありません) 取り組みの方向が見当違いすぎるのではないのでしょうか？

先の児童ポルノ法の際も、児童保護を名目に創作物規制を進めようとしているのではないかとの批判がありました。先ず、正直言って今回も社会問題を理由に表現規制を薦めたいだけなのではないかと邪推してしまっています。

対策として示された「東京都青少年の健全な育成に関する条例」がそもそも上記の点に照らし適切かどうか

○平成26年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」が改正され、平成27年7月から児童ポルノを所有するなどの行為について、罰則が適用されるようになりました。都では、平成29年に「東京都青少年の健全な育成に関する条例」を改正し、児童ポルノに当たる画像を不当に送信するよう要求する行為を禁止する規定を罰則付きで新設しました。実在児童に限る措置としては理に適っていると思います。

現状と課題について、東京都は「東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規約」の中で第2条の1のイの項目で、青少年は携帯電話端末等で家庭の状況に応じて最小限にとどめることや保護者が利用状況を把握すること、深夜の利用制限や依存的な利用の抑止などを制定しています。青少年がインターネット環境での犯罪阻止は当然取組みは必要なことですが、携帯の利用時間制限は科学的根拠のないにも関わらず制限を条例にて設けております。普及により様々な情報や動画などが収集できるようになり、交流関係を広がる機会が増えている「新しい時代の情報化社会」動いている中で、その反面さらなる規制の懸念があります。特に懸念を感じているのは、年齢層による、さらなるフィルタリングの強化や保護者及び行政の監視、学校との連携強化など児童の情報収集の自由が損なわれるおそれがあります。小池百合子都知事は都議会においては「ゲームの「時間」規制はしない」発言をしておりますが、閲覧内容や独自のCEROレーティング基準を積極的にを行い、ゲームのコンテンツの強化を行い、独自の基準をつくり全国に普及する可能性がある条例を制定する危惧があり、情報収集の自由やインターネットを使用した表現活動が損なわれ、新たなる規制につながります。また、インターネット上の正しい情報と正しくない情報を選別するのは、自己決定に関することなので行政が監視をして情報を削除する可能性があります。

「リベンジポルノをはじめ性・暴力表現に関わるトラブルの被害にあった人からの相談に対応できるように、研修等により相談窓口の対応能力の強化を図る必要があります。」について、性・暴力表現を含める理由は何か。架空の表現による被害なるものを含めているため、反対。

「○リベンジポルノをはじめ性・暴力表現に関わるトラブルの被害にあった人からの相談に対応できるように、研修等により相談窓口の対応能力の強化を図る必要があります」は、冒頭から論外です。「リベンジポルノ」自体は明らかに犯罪行為と位置づけられておりますが、これと「表現」を同列に表記することでまるで「性・暴力表現」が犯罪行為であるかのような印象を与えるように見え、非常に悪質な印象操作であるようにも感じます。あくまで表現は表現であり、そこから引き起こされるアクションがあるのか、もしくは犯罪行為との因果関係が客観的に示されているのか等の話を明確にしない限りは、公的機関の掲げる基本計画として、著しく客観性・公正性を欠いたものになりかねません。

性×デジタルに関するトラブルは発生してからでは取り返しがつきません。東京都議会では性教育について反対する意見が多いと聞いておりますが、このような被害を防ぐためにも「性教育の推進」、またより行いやすいところでスペシフィックには「リベンジポルノなど性とデジタルにまつわる問題についての教育の推進」に事前に取り組むべきと考えます。

○リベンジポルノをはじめ性・暴力表現に関わるトラブルの被害にあった人からの相談に対応できるように、研修等により相談窓口の対応能力の強化を図る必要があります。

「トラブルや犯罪に巻き込まれないようにするため、情報を発信する責任や情報リテラシーなどメディアへの対応能力を育成する必要があります。」

「また、インターネット利用等に関する正しい理解を促すための取組を進める必要があります。」

上記の取り組みの方向性とありますが、ご家庭内の教育で行うべきものではないでしょうか。啓発は行う必要はあるでしょうが、本来使い方等は社会で行うのではなく、一般家庭で習うべきものです。

○また、インターネット利用等に関する正しい理解を促すための取組を進める必要があります。「正しい理解」とは具体的に何を指すのでしょうか。

インターネット等の利用環境の整備や適正な利用に関する普及啓発等を行う必要があります。→「適正な」とありますが、「適正」とはどのような状態を指すのでしょうか？(同趣旨他1件)

性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育に取り組んできました。

※この文章が一番理解に苦しみました。

→「情報を発信する責任」を負うべきは「利用者」の解釈でよいのでしょうか？

→「メディアから児童・生徒を守ることを含め、(中略)教育に取り組んできました」は、児童・生徒に「自衛のための知識」を身に付けさせたことを指すのでしょうか？

→「責任や情報モラル、リテラシー」について、それぞれの「違い」、「遵守すべきレベル」をどのように定義しているのでしょうか？

○こうした被害に巻き込まれないように、インターネット利用等に関する正しい理解を促すことが大切です。インターネット上の情報は、必ずしも正しいものばかりとは限りません。一人一人が情報を主体的に読み解き、その情報を見極めて取捨選択する能力や自ら発信する能力(メディア・リテラシー)を身に付けることが重要です。

まずは東京都の担当者が身に着けるべきだと思います。データすら正しく見れていないのですから。

○性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育に取り組んできました。

これについては「配偶者暴力対策」とは一切無縁な施策なので削除すべきである。

こうした被害に巻き込まれないように、インターネット利用等に関する正しい理解を促すことが大切です。インターネット上の情報は、必ずしも正しいものばかりとは限りません。一人一人が情報を主体的に読み解き、その情報を見極めて取捨選択する能力や自ら発信する能力(メディア・リテラシー)を身に付けることが重要です。「都のこれまでの主な取組」で触れられている「情報を発信する責任やモラル、リテラシーに関する教育」のことでしょうか。それとも、全く別の対象を想定したものでしょうか。

○ 性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育に取り組んできました。

「情報を発信する」の主郭は誰を想定しているのですか。また、「情報を発信する責任」を負うべきは、「インターネット利用者」という解釈でよろしいのでしょうか。であるならば、「メディアから児童・生徒を守ること」とは、自衛の知識を身に付けさせるという解釈で良いのでしょうか。

「現状・課題」で触れられている「一人一人が情報を主体的に読み解き、その情報を見極めて取捨選択する能力や自ら発信する能力(メディア・リテラシー)を身に付けること」でしょうか。それとも、全く別の対象を想定したものでしょうか。

性や暴力表現を扱ったメディアに対して、具体的にどのような従来の施策でどのように児童・生徒を守る成果が出たのかが検討されていない。その検討を行い、過程と結果を明示すべきである。また、本項は「配偶者暴力対策」とは直接的な関係はないことから本来は削除されるべきである。

有害情報とは何ですか？

どういった具体的な害がありますか？

情報と害の因果関係は科学的に立証されていますか？

<都のこれまでの主な取組>

「有害情報から子供を守るため～」と記述されていますが、何を以て有害とするのですか？また、有害と無害の線引きはどのようにされたのですか？そして、その線引き基準となった根拠と決定者はどなたですか？これまでの、都の取組実績(データ)を提示してください。

「有害情報」というものは何か、またそれを行政側が決めるのは表現規制の最たるものではないか。

○ 有害情報から子供を守るため、インターネットやスマートフォン等を利用する上での、家庭内におけるルール作りを支援してきました。

なにをもって「有害情報」とみなすのかが不明です。有害と無害の線引はなんですか。(同趣旨他2件)

<タイトルについて>

5章の内容とタイトルが合っておりません。内容のほとんどは児童や青少年のSNSなどの使い方に関する課題であり表現の問題ではありません。「現状・課題」の1番目と2番目の一つの意見・考えにフォーカスしただけです。よってタイトルを「インターネット、SNS等の不適切な使用への対応」のような文言に変えるべきです。

個人的な私見を申させていただきますと、真の意味で性や暴力と無縁の生活は不可能です。子供の頃であれば友人との喧嘩で暴力をふるうことはあるでしょうし、現在の表面上の平和は各国の軍事力という暴力による抑止が存在するからであり、私たちが生まれるのにも次世代を育むのにも性とは無縁ではられません。ただ規制して臭いものに蓋をしても性や暴力といった存在が消えるわけではないのです。そして「有害」と認定して子供から遠ざけるだけでは意味がありません、いざという時に無知なだけでは何が問題なのかを判断する材料すら知らないからです。性や暴力について正しい知識を学び、現実で正しいことと悪いことを理解した上で、「創作物」の範囲においてはどんな表現でも笑って流せるようになるのが理想と言えるでしょう。

御意見を踏まえた中間のまとめから修正を行った箇所(ページは答申案のもの)

御意見を踏まえ、P54 1つ目の○を以下のとおり修正します。

○ メディアや公共空間における性・暴力表現については、表現の自由を十分に尊重しつつ、違法な性・暴力表現への対策など、表現される側の人権が侵害されないように守るとともに、情報の受け手にもや性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。

御意見を踏まえ、P54 現状と課題の下記の文章を削除します。

○ グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切です。

御意見を踏まえ、P54 現状と課題の下記の文章を削除し、4つ目の○を以下のとおり修正します。

○ スマートフォンの普及により、SNSやアプリ等を活用して、インターネット上で、より手軽に様々な情報を手に入れたり、交友関係を広げたりすることができるようになりましたが、その反面、メッセージやチャット機能等を悪用したトラブルや性犯罪などに巻き込まれるケースも増えています。
○ オンラインゲームなどで知り合ったことがきっかけとなり、犯罪に巻き込まれるケースもあります。

御意見を踏まえ、P55 取組の方向性1つ目の○を以下のとおり修正します。

○ メディアや公共空間における性・暴力表現については、法の遵守はもちろんのこと、メディア事業者自身による倫理規定の遵守など暴力や性表現の自粛等、自主的な取組もを促すことが必要です。

御意見を踏まえ P55 「取組の方向性」5つ目の○を以下のとおり修正します。

○ リベンジポルノをはじめや性・暴力表現に関わるトラブルの被害にあった人からの相談に対応できるように、研修等により相談窓口の対応能力の強化を図る必要があります。

考え方

個別施策に関するご意見や具体的な提案等につきましては、貴重なご提言と捉え都の施策を進める際の参考にされることを期待し、掲載させていただきます。

御意見
<p>配偶者暴力についての資料があるが、遠まわしの記載が多く、具体的に相談があった際、何をどのスピード感でやっているのか不明。</p> <p>また相談件数など年約8000件で推移と記載されているが、ほんとうに必要な情報はその数値ではなく、8000件の内、相談を受けた問題が現状どうなったかという詳細。全件数解決できてるのなら現状の対策を維持で問題ないだろうし、全く解決出来てないなら出来てないなり緊急対策を講じる必要がある。</p>
<p>「同性間DV」について全く記載がありませんので、記載をお願いします。(同趣旨他1件)</p>
<p>全体的に『差別・暴力は女性がされるもの』という意識が強く出すぎている部分がある。『男性も男性的な役割に押し込められているもの』であり、『暴力は女性から男性、あるいは同性間でも行われるものである』……ということ的前提に、文面の全面修正を望む。</p>
<p>セクハラやDV、性犯罪は決して男女間(男性から女性)だけではありません。男性同士、女性同士、女性から男性というケースもあります。今回の提言では、その部分が抜け落ちてしまっているように見えました。過去、男性同士で被害に遭った友人が「自分は男で減るものはないから」と泣きながら笑っていた姿に、女性以上に救われないう残酷な現実を見て、いまだに遺る瀬無い思いがあります。どんな人でも安心して暮らせる事が、結果的に女性も暮らしやすい社会となるのではないのでしょうか？</p>
<p>計画は全般的に『女性は常に被害者・被差別側、男性は常に加害者・差別する側』の視点に立って論じられている。男性が被害者となる例がデータとして載っているにも関わらずまとめ全体を読むと男性の被害は無視・軽視されているものが多い。近年は男性が被害者となる例も報じられるようになったが、国・東京都を含め取組や注目はまだ不十分、女性→男性への差別・暴力についても考慮される＝性別を問わず公平に対処すべき。</p>
<p>性被害や暴力被害を受けずに済むようまたは受けた後のケアをしっかりと受けられる体制がほしいです。</p>
<p>暴力は性差や年齢にかかわらず重大な人権侵害であり、SNSを活用してる人々は若年層だけではなく中には90を過ぎてても活用してる人々もいます。</p> <p>現在は既に暴力を許さない社会として合意がされてると思われまます。一方で暴力の根絶は不可能です。発生させない事ではなく減らす事を前提にしなければなりません。ゼロリスクです。</p>
<p>「配偶者暴力対策基本計画関係」のタイトルそのものを「配偶者暴力」に限定せず「性暴力」と広く改めてください。配偶者暴力のみではなく、デートDVや親密関係ではない性暴力も対象にしてください。そもそも、「性暴力」は男女間に限らないのではないのでしょうか。男女間がもっとも多いのはもちろんですが男性被害者やトランスジェンダーを排除していないのでしょうか。</p>
<p>性暴力や男女格差にかかわる民事訴訟を裁く司法関係者を増やしてください(裁判官など)また男性であっても、女性に対する偏見や蔑視に基づいて性暴力を裁かないように意識改革のための研修の場を設けてください。</p>
<p>実在、非実在(漫画、アニメ、ゲームキャラ)を問わず性器にモザイクや棒線など不要だ。</p> <p>理由は性器は穢れたものや造形美術の否定に繋がるからだ、これを見て気分を害するものは見なければいい話だ。東京都青少年健全育成条例には反対する。児童ポルノ禁止法にも蛇蝎のごとく嫌っている。どうか自分の生きている時代に気づいて実現してほしい。これらは無意味だと。</p>
<p>人権教育としての性教育を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手を尊重することを教える ・性的同意の重要性 ・性的マイノリティへの差別をしない教育 ・教員も改めて講習を受ける ・上記は性暴力、セクシュアル・ハラスメントの防止にも繋がると思います ・国への働きかけ
<p>「中間まとめ」を拝読しましたが、議事録暴力の排除や男女平等といった建前を掲げておきながら、実際のところ参加議員の主観で不快と感じる表現・コンテンツを、東京都という影響力の非常に大きな自治体を使って好き勝手に表現規制を行いたい、という目的にしか読み取れませんでした。</p>
<p>加害者への依存や経済、社会的な孤立問題、こういうのも対策が欲しい</p>
<p>今の時代は都合のいい正当化や被害者のふりをして何かを攻撃するのが多くて非常に問題だと思います、言ったもん(やったもん)勝ちは良くないです。例えば今回は一部の声を優先して勝手に女性の感覚や意見を代弁して肩入れをし「不快」の判定基準を私が不快に感じたから規制！などは感情論で道理に反します。言論や表現が恣意的な「不快」で規制されることが差別です。[不快と人権]と言う言葉と圧力で加害者にならないで下さい、逆に甘えた被害者顔も増やさないで下さい。時流に流されたり「みんな(世界)がやってる」と言って同調圧力と迎合はしないでくださいそこには「欺瞞と偽善」があるのは分かっています。少なくとも科学的な根拠や因果論を事実や結果を公平に見て自分たちに甘く都合のいい時だけ差別と人権を使わないでください。</p>

参考資料の不充分性は文書全体の信頼性が保証できなくなる。十分に記載すべきである。参考資料として文書の後部に記載されているものが参考資料として不十分であるという問題だ。文書中にはグラフやデータを以って資料として引用しているが、その引用元や該当箇所が記載されていない。電子データとして存在しているものもある場合はURLを記載すべきである。それが存在しない場合、意図的にデータを使用し元調査と異なる結論を出したり編集を行ったという疑念を持つことも可能である。その場合、例え一部だとしても文書全体の信頼性が保証されなくなる。特に「○○資料より作成」とある場合、元となった資料への追跡はもとより作成方法の記述についても必要となる。意図的・非意図的にかかわらず元資料と異なる改変が行われている可能性が高いからだ。

参考資料の非掲載は内容の不充分性を疑われるに相応の事である。なのでその記載が必要である。資料不足の箇所は以下の通り

- ・「令和2年度の内閣府「男女間における暴力に関する調査」
- ・「配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査」
- ・P.16のグラフ
- ・P.26のグラフ
- ・「第5回犯罪被害実態(暗数)調査」
- ・「東京都総務局が実施した性犯罪・性暴力被害者に対する調査」

特定の項目で男性への視点や女性への視点が欠けており、文書が不十分ではないのか。

男性についての記述が少ないことも気掛かりである。

加害者対応について、男性加害者からの相談を受けてきたとあるが、女性加害者からの相談は受けてなかったのだろうか。あるのだとしたら記載の必要があるし、ないのだとしたら対応を強化するべきである。

「都実態調査によると、都の配偶者暴力相談支援センターで面接相談を受けた被害者の半数近くが無職(主婦)であり、被害者の約8割は子供がいると回答しています。」とあるが、主婦と記載されており、この項では女性に視点を絞っていると見受けられる。その場合、男性への視点が存在しない理由を記載するべきである。

「都では、配偶者暴力のある家庭の子供とその母親を対象に、心の傷の回復を側面から支援するため、遊びなども採り入れて友達とのコミュニケーションの取り方などを継続的に学習する講座を実施しています。」とあるが、なぜ母親に限定するのか。子供とのコミュニケーションは父親と母親と異なるものであり、片方への視点が欠けていれば適切なケアは望めない。母親に限定するならばその理由を記載するべきである。

「社会的にも許されない行為です。」とあるが、この「社会的」とはいかなる事由に基づいた意味か。犯罪行為であることは明白だが、加えて「社会的」としたのはいかなる理由によってか。理由をお聞かせ願いたい。

また、ストーカー行為について、女性に関する記載のみで男性への言及が存在しない。これも記載するべきである。

男女平等参画と配偶者暴力を纏めないでほしい。そもそもこれらは全く別の話で混ぜる意味が全く分からないです。各論をごちゃ混ぜにするのはかえって議論を抽象的にし問題の解決を阻む形になる。本気で解決する気はありますか？恣意的な結論ありきでこのような形になっていませんか？暴力は犯罪であり、それは性別関係なく警察に委ねるべきであって男女平等参画とごっちゃにするのは余りにも外的で、これらを纏めて話を始めようとした方は真つ当な社会人として働いてきたことがないんじゃないでしょうか？

LGBTを含めた男女だけではなく人間に対する配慮が欠けてます。(3)多様な人々の状況に応じた相談機能の充実で一カ所だけ「性的少数者の被害者に対しては本人の自認や性的指向を踏まえて適切な支援を行う必要があります」とだけ。男女共同参画だけでなく最初から性的マイノリティを前提として計画を立てるべきです。LGBTはストレートよりも性暴力以外にもセクハラパワハラいじめ家庭内暴力全てを受けやすいのであり現状よりも多くの配慮が必要です。相談できる場所を増やしてください。市役所を初めてして窓口を作らないと女性の中で暴力を受けた割合はあっても男性やLGBTノ割合が描かれてないために参考になりません。

御意見を踏まえた中間のまとめから修正を行った箇所(ページは答申案のもの)

御意見を踏まえ、P5「3 暴力のない社会の実現に向けて」5つ目の○を以下のとおり修正します。

○ 都は、こうした考え方にに基づき、このような男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、これまでの施策を引き続き着実に推進するとともに、今後求められる施策を積極的に推進していかなければなりません。

考え方

本文中の「配偶者等」には、親密な間柄にあるパートナーも含みます。

男性被害者については、被害者の状況に応じて適切な対応ができるよう、男性被害者に関する現状・課題や男性相談の実施状況の分析、実態把握の必要性を盛り込んでいます。

個別施策に関するご意見や具体的な提案等につきましては、貴重なご提言と捉え都の施策を進める際の参考にされることを期待し、掲載させていただきます。